

日蓮門下教団と「不敬」問題

——日蓮遺文および曼荼羅勸請の天照八幡「不敬」を中心に——

石川康明

王地に生れたれば身をば随へられたてまつるやうなり
とも、心をば随へられたてまつるべからず

撰時抄(定本一〇五三)

一、敬神崇祖

一九三七(昭和十二)年七月、日中戦争の拡大を図る政府は、国民精神総動員運動を実施して国体明徴の徹底と戦時体制の強化を推進した。同運動は、情報委員会・内務省・文部省三者を主務庁に、あらゆる団体機関から各家庭に至るまで趣旨の徹底と参加が強要された。九月十八日宗教

関係に対して文部省から指示された実施項目は次のような内容であった。

(1)各教団宗派ごとに実施計画を作成し指導督促に努めること、(2)発行文書・行事・檀信徒対象の講演会等を開き時局認識の徹底と日本精神の高揚を図ること、(3)教師住職は、祭典法要等の行事説教講話の際に必ず運動の趣旨徹底を図ること、(4)禊・坐禅等の宗教行を普及させ堅忍持久・困苦欠乏にたえる心身の鍛練に努めること、(5)檀信徒の戸主会・婦人会等の結成を通じて社会風潮の一新に努めさせ、寺院教会経営の社会事業を強化して隣保相助と銃後強化を行うこと、(6)寺院教会の祠堂金・積立金等を国債にかえ非常時経済政策に協力すること、(7)祭典法要等の各種行事を質実にし、不急の工事・募金は中止すること、檀信徒

にも冠婚葬祭の質素化及び冗費節約へ貯蓄奨励を図ること
（「仏教年鑑」昭和12年版一九頁）

この実施項目の指示により、宗教諸教団は、布教・行事・修行・経営等の宗教活動と教師・檀信徒全体が監督統制されることになった。九月二十一日、稲田宗教局課長は「随つて、各寺院に於ても例えば、今回の秋季彼岸会の法要に際しては、檀信徒のみならず広く近隣の人々を参集せしめる法要を営むと共に、日本精神の顯揚その他時局に関する説教法話をなし、本運動の普及徹底に努めらるることが望ましく、或は宗派に依つては報恩講とか御会式とか節分会豆撒式等の各種行事の機会に於て常に何等かの方法に依つて本運動を実施されることを希望する」との談話を発表した。（同・二〇頁）こうして法要の修し方、説法話の内容、御会式等の行事内容にまで、一切の宗教活動を同運動下に規制し、趣旨徹底に利用しようとする意図を明白にした。この指示を出すに當つて、松尾宗務局長は、まず質実剛健・堅忍持久の氣風涵養に卒先するよう三十万の宗教家に要求した。（同・一五頁）これは、戦時下における「生活一新」を図るべく宗教関係者に思想「善導」を期待しようとするものであった。

とりわけ松尾宗務局長が宗教界に尽力を要求した点は敬神崇祖觀念の徹底であった。（同・一五頁）敬神崇祖の觀念は、举国一致・忠誠報国の日本精神高揚の中心理念であ

り、國民の心を戦争にかりたてる精神総動員の基本項目として最も強調された。一九三八（昭和十三年）年一月、國民精神中央連盟は家庭実践一日一行なる実践項目として、①紀元節の家庭奉祝、②敬神崇祖の実践、③明治天皇御製の奉誦と奉体、④忠臣義人遺風を偲ぶこと、⑤愛国国債の購入、⑥社会奉公精神の養成、⑦出征軍人遺家族の慰問等七項目の方針をうちだした。このうち敬神崇祖の実践内容については、「神社に参拝して赤誠を捧げ、非常時下に於ける國民の覚悟を固むると共に、各家庭にありては、神棚仏壇等を清めて礼拝し、祖先を偲び、『家』の觀念を深め一家の和親につとむること」とされた。敬神崇祖觀念の実践項目は、何よりも神社参拝として具現するとされ、紀元節における宮城遙拝と肇國精神を体する家庭奉祝の実行、あるいは「每朝皇大神宮を拝し皇室の御安泰をお祈り致しましょう」という家庭報國の実施もその具体化であった。同時に、神棚仏壇の礼拝が先祖以来の「家」の徳目として位置づけられ、「毎日神仏を礼拝し又長幼の礼を正しくし家庭の和合に努めましょう」という家父長的道德の実行が「崇祖」の基本とされた。（同二五～六頁）崇祖は敬神と不可欠のものであった。伊勢神宮の祭神たる天照大神を皇祖神とし、それに一体化した現人神天皇への崇拜畏敬と「家」制度にもとづく先祖崇拜とを結合させつつ、全体として皇祖神Ⅱ現人神への「敬神」のうちにこの「崇祖」

は包摂される特質をもっていた。「家」における崇祖の実践が神棚仏壇の礼拝であった。

敬神崇祖観念は、大日本帝国憲法と教育勅語によって定式化され、敗戦まで国体と国家神道体制の理念として形成された。皇祖神天照大神の肇国以来、皇統連綿する万世一系の天皇は天照大神の神裔とされ、神勅を現人神天皇は率先履行するとし、その万邦無比の皇国精神が国体観念の原理であった。国民は「臣民」であった。国体へ忠誠奉公し皇運を扶翼することが義務づけられた。誕生した時から国民はみな皇国の「赤子」であり、天皇の「忠良ノ臣民」として敬神崇祖に励むものとされた。国体を顕現し鎮護する伊勢神宮を頂点とする国家神道・神社への参拝義務化はそのあらわれであった。国家神道は、宗教活動を伴わぬ国家の祭祀と規定され、皇国扶翼・鎮護の儀式執行に当り、これ以外のすべての宗教を服属させる国家管理によって「非宗教」の名分の下で超宗教の国教として君臨した。戦時下においては、国体鎮護面に軍事的性格を付与し、武運長久・戦勝祈願の祭祀をはじめ、靖国神社を中核に戦没者の祭神・祭祀化が進行した。「赤子」は忠良に「臣民」たる義務を要請されて国体に殉じ、やがて「英霊」となった。かくて生から死に至る人間的支配を貫徹させようとした。皇祖神の昔から天壤無窮・宏大無辺の時間的、空間的未來に至るまでの社会的・精神的支配秩序への忠誠を、敬

神崇祖観念の実践はまさに体现させようとする意味をもった。

この観念構造は、もう一つの重要な側面をもっていた。天照大神Ⅱ皇祖神と現人神天皇がこれに一体化して顕在する神勅・神慮・神恩の理念は、皇祖皇宗につらなる歴代天皇の列皇神のほか、天皇守護の天神地祇八神及び国家功勞者、忠臣勤王者の祭神、さらに靖国神社、地方護国神社の「英霊」軍神、植民地神社の祭神など、伊勢神宮を核とするすべての神社に祭神化された八百万の神々をその周辺部に列座神靈化する構造をもつものであった。これらの「皇国神」を皇祖神Ⅱ現人神中心に鎮護列座させた国体の明徴こそ敬神崇祖観念の特質を示している。本地垂迹説によって、八幡大菩薩とされた八幡神は、応神天皇の神靈である所から列皇神として崇拜されるに至り、戦時下では軍神の代表として、「必勝祈願の朝詣八幡様の神前で木刀振って真剣に敵を百千切りたおす力をつけてみせますと今朝も祈りをこめ……」（勝ちぬく僕ら少国民）と歌われ、武家の氏神信仰の伝統を国家神道に包摂した。仏教・民間神道の従属とは、その教説を皇祖神崇拜に再構成し、包摂独占することでもあった。それはいわば皇祖神Ⅱ現人神を核とする神々の「マンダラ」世界ともいうべきものに、いっさいの宗教的精神と日常生活を包摂し支配統制しようとしたこととの表出であった。

敬神崇祖は、このように神社参拝、神宮大麻奉安の義務化、皇祖神！現人神崇拜とそれへの強請的な包摂、及び人間の生から死、皇国への肇国から無窮無辺に至る信奉へ等々を内容とする精神動員の基本となった。これに背反するものはすべて「不敬」の対象として否定された。後述する如く、日蓮門下教団に対する信仰教義並びに教団施策全般にわたる不敬非難と抑圧が、神社参拝、大麻問題及び日蓮遺文と曼荼羅中の国神勧請不敬問題等の内容をもって行われた背景には、それらの諸点がこうした国体の根本に直接にしかも全般的にかかわっていたからであった。そして、第三の側面として、仏教が伝統的に担ってきた先祖精霊信仰及び死者供養を中心とする「家」の信仰が、天皇崇拜に祖先崇拜を結合包摂させようとした国家神道下の敬神崇祖に、しばしば抵触する性質をもっていたことが掲げられる。仏教は、寺檀制度を中心に、「家」の信仰と先祖代々以来の精霊供養を維持し、法要葬儀・墓への埋葬供養を修し、民間に習俗化されてきた盆彼岸等の行事を行なってきた。しかも形式化のみの国家神道に比べて、人間的救済を図る信仰教義をもち、布教を通じて檀信徒との結合を保持してきた。また、これらの仏教的活動行為は国民の生活実感としても深く定着化していた。全般的な仏教の腐敗停滞にもかかわらず、教団はこれらの宗教活動を最後の生命線としていた。「家」の信仰として国民が受容してきた仏教

行為を国家神道のもとにいかに従属させるか、は敬神崇祖の徹底の重要な一側面であった。この点から、神棚仏壇の共存的設置を通じて神社参拝等を義務化する意図が示された。だが、国体への祭祀と仏教のかかわる「家」の私的な先祖・死者供養とは本質的に別個のものであった。神社と宗教の分離、即ち国家神道の下での宗教服属の方針にもかかわらず、敬神崇祖の強要が行われると、皇祖神崇拜と先祖精霊信仰及び死者供養の問題はしばしば本来的な矛盾を露呈し、遂に一切を包摂しようとする国体観念と国家をもをふくむすべての世界をも包容する仏教の信仰教義の矛盾に直結した。それ故に国家神道優位の政策が、断行されると、仏教の信仰教義へ干渉統制から否定に至る方針がとられたのであった。神社参拝、大麻奉安へ受容拒否または困惑や許容など仏教教団が択一をせまられる事態に直面した理由がここにあった。戦没者の増大は、この矛盾を顕在化させた。「両手あわせてひざまづきおがむはずみのおねんぶつはつと氣づいてうろたへましたせがれゆるせよいなかも」(九段の母)という歌は、この母が「いなか者」だからではなく、信仰ないし生活実感として受容する仏教の精霊供養の思想を靖国神社の「英霊」崇拜の前では抑えねばならない国家神道下の姿を示している。「はつと氣づく」母の姿は逆に仏教信仰の内在性を示し、それは「靖国の宮に御霊は鎮まるもおりおり帰れ母の夢路に」(同)と

いう親子の別れがたい心情に家族の精霊供養による安心につながるものであった。

しかも第四に、日蓮門下教団は国民精神総動員運動に順応し、皇威の発揚、武運長久祈願、戦病死者英霊追悼、遺家族慰問など戦時下における尽忠報国の運動を展開していた。たとえ、政府の意向にそって国体遵守の動きを示したものでさえも、敬神崇祖の不徹底ないし国体と国家神道に背反することがいささかでもあれば信仰教義と教団施策に対する干渉、否定、不敬非難の攻撃と告発が加えられた点を見落すことはできない。以下かかる諸側面の事例を若干掲げることとする。

二、日蓮門下と神社問題

(1) 不受不施派・同講門派の事例

一九三九(昭和十四)年四月二十日、不受不施派本山妙覚寺にて執行された同派主催の戦没将士招魂祭の際、社寺兵事課の松本黙雄は同派管長釈日学に対して、神社不参拝、大麻不受の信仰教義に拠る同派の姿勢をただし、「日本臣民である以上一人も洩れなく」大麻を奉斎し、教義を改変するよう要求した。これに対して管長は次の点を主張した。

(イ)宗教的立場から宗門の定める本尊以外は一切信仰しない。神の不拝を立前とし謗法の堂社に参拝しない。(ロ)国祖及び国家功労者の祭神は、道徳を偲び敬虔の念を捧げる道

徳的見地から承認する。(ハ)神宮大麻の不受不受は自由であり、扱い方では不敬となる。大麻拝受に伴う初穂料は宗教的行為とみなせるので謗法供養拒否の意味からこれを受けない。

松本の主張は大麻拝受を受け入れるため「過去の総有る因縁を一扫」するよう教義の改変を求めたものであり、管長は「教義の根本を改めることは仲々一朝一夕に出来ぬ」とこれを拒否した。当時管長は、教団の統轄と政府の指令徹底を図るといふ二つの立場におかれ政府から任命されることとされていた。同派管長は戦時下の政策に対処し国家道徳として国策に順応して国家神道を許容しつつ、宗教的立場の改変は否定するという姿勢をとったことになる。招魂祭を同派が主催したことは、「尽忠報国の英霊」を同派の信仰教義に基づいて供養するという宗教的行為の実施であった。また大麻拝受も本山膝下の講による宗教活動としてではなく、部落費をもって初穂料に当たるといふ、「臣民」義務の道徳的実行なら「差支はあるまいと云ふ風にして」受けたのも、国家道徳と宗教活動の分離にちあつた、謗法供養を拒否し、教義を守る姿勢を示している。

だが、国家神道の強要によって、この両者の矛盾が問われることとなり、そこに管長が「私共も神に対する観念の問題に就ては可成脳(悩)で居る」といふ困惑に立たされるのである。同派は、国家神道よりも信仰教義を優先させる

点を明言はしていないものの、国家道徳を認容しつつ宗教的立場の維持を図ることを主張し、信仰教義の改変を拒否した立場をとったことがこの事例からは明らかとなる。

(「内務省警保局資料」Ⅱ以下「資料」とすⅡ昭14・一七九頁)

次に、不受不施講門派本山本覺寺で開かれた出征軍人遺家族慰安会に際し配属中佐吉田武雄は、同派管長佐藤日柱に対し、皇道宣布の臣民道の実行を求め、同派の団結力に「時代思想」の反映を要請した。吉田は、管長が黙殺に対して「大体此の宗旨は神を拝まぬ」と発言した。これは神社不拝教義の改変を迫るものであった。管長の立正安國論が「国家社会主義と云ふ様な思想」といった当否は別にして、その社会主義の言葉に憤激した所に臣民道一筋以外の何物をも承認しない国家神道の論理があった。(「資料」・同頁) 同派は、昭和十二年十月「雑乱信仰の嚴禁に関する件」を念達し、他宗異宗の神社仏閣、迷信的流行神の參詣を謗法雜乱呵責の立場から嚴禁し、御守札の不受返却を示すと共に国家神道の国儀典禮を「国民的義務上より敬拜」する点を認容した。(「資料」・一一七八頁) ここにも国民的義務としての国家神道へ対応しつつ謗法雜乱批判の教義を固持する姿勢がみられる。吉田の国体順応への教義改変の要請にも管長は黙殺の態度をとっている。従って「雑乱信仰に関する論達(講門派)」を発したるが如き

状況にあるが為、其の信者間には動もすれば神社參拜を拒否して物議を醸(同・一七七〜八頁)すものとして非難攻撃されることとなった。同派も遺家族慰安会を主催しているが、こうした敬神崇祖と死者供養の問題は、戦没者の靈はいかに安心決定されうのか、死後その靈はどこに留まるのか、という死者への考え方、死者の魂の問題を問うものであった。両派は自宗主催の招魂祭・慰問活動によって、国策順応を図りつつ、ともかくも自宗の信仰教義にもとづく死者供養によって安心を図る努力を行なったと考えられる。

死者は「護国の英靈」として皇国神に列座鎮護する軍祭神となるのか、それとも「母の夢路」に帰り、先祖の精靈を含む仏教の浄土世界に往生ないし成仏するのか、まさに死者の魂や死者に対する考え方にかかわって、国家の祭祀Ⅱ国家道徳の義務化と先祖及び死者供養Ⅱ仏教的立場は内在的矛盾をはらんでいた。

その疑念を反映しつつ、不受不施派僧は昭和十四年九月に開かれた文部省主催の国民精神総動員運動に関する宗教団体代表者懇談会にて次の如き質問を発している。

「我等は予て檀徒を教導して父祖の靈は死後悉く檀那寺に集る旨を説き来れるが、最近事變關係の戦死者遺族より戦死者の靈は死後何処に留るやとの質問を受けて当惑したることあり。今茲に当時の回答を発表することは憚るも、

斯の問題に関し文部省当局は如何なる見解を有するや」

これに對して、文部省当局は「暗に靖国神社の英靈祭祀を非宗教たる神社の宗教行為なりとして非難せんとする」ものと断定した。(同・一一七八頁)

これは、戦没者の靈が靖国神社か檀那寺に留まるのかという根本的問いを提起したものである。靖国神社の英靈祭祀を宗教行為とし、信仰教義にもとづく先祖精靈並びに自宗の寺院に留魂される死者の魂の供養こそを、まず尊重しようとする立場が暗示されている。

だが、この見解は一同のひんしゆくをうけ非難されたのであった。この点はきわめて重要であり、日蓮(尊称略、以下同)の成仏論に関する教説を今詳述する余裕はないが次の点を背景にしていたことはいえよう。

「善に付け悪につけ法華經をすつる、地獄の業なるべし」と決断する日蓮の教説においては、法華經への帰信か謗法背信かが、成仏と墮獄を分岐する決定的要因であり、その他の国家道德やいかなる権力・權威もそれに決定的意味をもつものではない。日蓮は、しばしば「法華經に命を捨てた功德」によって死者聖靈が靈山浄土に赴き遺族のもとへ来訪すること(妙一尼御前返事)、法華經を聞く者が成仏せぬことはなく、それを信ずる者は仏を使い死後靈山へ参るのであり、故に唱題信心する親が亡き思う子に会えぬ道理はないこと(上野殿尼御前返事)亡き子息が

法華經を信じた故に法華經によって母子共に靈山で再会することが約束されていること(光日房御書)等を示し、法華經信受の死者聖靈は靈山浄土に仏の世界に再生する信仰的確信を實在的に明らかにしている。第二に日蓮は、九年間「心安く法華經を誦誦」した身延山に墓の建立を遺言したとされる(波木井殿御書)が、阿仏房も同山の「法華經の道場」に納骨され墓も建てられた。(千日尼御返事)、富木常忍も母の遺骨を「教主釈尊の御宝前」に安置し仏事を修した(忘持經事)、また師の死去に際して「御墓をもたたいて、經をも一卷誦誦せん」と思い、また報恩抄を書いて弟子を通じて「故道善御房の御墓」にて読ましめた(報恩抄、報恩抄送文)こと等から、釈迦仏に法華經による供養やこの正法を行じた功德の回向がみられ、それは墓が法華經信受者の永遠の命を留魂するものと把握されていたことを意味する。「今度願を法華經に奉りて其の功德を父母に回向せん」(種種御振舞御書)との主張は、法華經への捨身功德にもとづく回向の姿を示し、その他の小善小悪や世俗的なものへの捨身生死を意味しない。その功德の集積によってのみ回向も可能となる。墓に向って「花は根にかへり、真味は土にとどまる」(報恩抄)とのべたのは留魂の聖靈に對する回向であり、また墓が靈山に包摂され「法華經の道場」に留まる魂魄のしるしであると受けとめたからに他ならぬ。従って、特定の人間ないし国家権力に

よる世俗的、政治的「慰霊」なるものは、日蓮的回向を何ら示さず聖霊回向に背信することは明らかである。第三に、日蓮は蒙古襲来による出征家族の別離の悲嘆、戦死傷者の悲惨な状況を把握し、「現身に修羅道」を体験する戦争の不安恐怖及び悲苦が精神の危機に直結する事実を指摘した。それは謗法充滿を根源とし、「国主の法華経のかたきとなれるゆへ」（兄弟抄）であると戦争責任と背信亡国の原因を明らかにした。

しかも出征する武士に、「難」にあうとも心が仏心と同じならば今生で修羅道に交わらうとも後生は仏国に居住する信仰的自覚を教導した（曾谷二郎殿御報）。日蓮は、出征を歓呼の声で送ることをまったくしなかつたばかりか、それを謗法による値難の現実化と把え、戦時下の民衆に同苦悲嘆しつつ、仏国土の居住と正法帰依の信を勧奨した。日蓮にとって法華経への信によって、多宝塔の中で仏と対面する実感的姿（千日尼御返事）と「乞願くは一見を歴るの末輩師弟共に靈山淨土に詣て三仏の顔貌を拝見したてまつらん（観心本尊抄副状）」との確信が根本にあった。法華経信受の戦没者もこの例外ではない。日蓮が戦死者を神格祭神化や「英霊化」をまったく問題外にしたのもここによる。ただ法華経をモメントとしての死死者の留魂と「法華経弘まるならばしかばねかえつて重くなる」（乙御前御返事）利生を獲得しえる点を説示した。「本尊」については

後述するが、少くとも謗法を禁断し、宗門奠定の「本尊」以外は信仰しない両派の宗教的立場は、本来的には「主に勝つ」仏法の道理（四条金吾殿御返事）に依拠する。「檀那寺」に父祖の霊が集まるとは、原則的には「法華経の道場」における留魂と回向成立の教説にある。不受不施派僧の発言が、このような観点からのものであったか否かは、「資料」の管見範囲では不明であるにせよ、伝統的に内在するこの教説の、一側面一部分を顕在化したもの、ないしは背景にもつものという見方は成立するであらう。

(2) 法華宗（本門流）の事例

一九四二（昭和十七年）十一月二十二日、京都市中京連合銃後奉公会は、従来慰霊祭を「神式」で挙行していたが、区民の要望により本能寺で岡本日盛管長を大導師に慰霊祭を修し、今後は「仏式」で慰霊祭を行うこととなった（『法華宗年表』、二三一—二頁）。この動きは、同宗信者のみならず市民の意向として、法華宗の信仰教義にのっとって、従来の神式慰霊祭を仏式に変更した事実を明らかにしている。これは、神式慰霊祭Ⅱ国家の祭祀よりも仏式による死者供養を求めたことを裏書きするが、国家的道徳義務として強要された国家神道による死者供養が必ずしも人々に精神的な安心を与えるものでなかったことを示している。

ところで法華宗信者に対して次のような弾圧事例のある

ことを『曼荼羅国神不敬事件の真相』（小笠原日堂著・昭和24・無上道出版部発行・以下「真相」とす）から紹介しておきたい。

昭和二十年四月、法華宗信徒三名（上村行次郎・江草膳二郎・佐野亮太）が広島県特高課によって広島市西署、宇品署に検挙された。その理由は神宮大麻の受領と神社参拝を拒否したというものであった。すでに不受不施講門派の例にみる如く、神宮大麻は強制的ないし半強制的に頒布され、祭祀奉安のための初穂料が徴収されていた。また神社参拝は神道国教体制の下であるうえ大東亜戦争完遂戦勝祈願として各町村でも義務化され、これに反する者にはいざれも「非国民」の烙印が押された。法華宗信者（広島県法華宗布教所・後本久寺）三名はこの状況の中で、「日蓮聖人奠定の曼荼羅中に天照太神、八幡大菩薩の二神を勧請」してあるのだから曼荼羅を礼拝すればよくことさら神宮大麻を受け、神社を参拝せずとも不敬ではない、との信仰姿勢から神社参拝、神宮大麻の受領を拒否した。村の体面上受けてほしい、一枚十銭だから受領後焼いてもよいと大麻について役員が述べたという。これに対し大麻拒否は金銭上の問題ではなく信仰上の問題であること、頒布行為は「神意の冒瀆行為」であること、を主張し重ねて拒絶した。ところが、広島県社寺課、府中警察署長、元呉警察署長、村長、地方神社神宮関係者等は、この行為を非難し、

三名を検挙すると共に「本尊仏体具什物」等を初め一切を参考物件として持ち去った。三名は留置、訊問をうけ、法華宗布教所信徒も数度にわたり出頭の名をうけ訊問された。四ヶ月後の八月一日三名は無罪となり釈放を申し渡されたが、警察は三名を帰宅させず留置したため、八月六日広島に投下された原爆によって広島市西署に留置されていた上村行次郎・江草膳三郎の二名は爆死するに至った。宇品署に留置された佐野亮太はこの犠牲こそ免れたが八月二十五日まで敗戦も知らされぬまま留置され、漸く釈放された、という。（一五九〜六二頁）、これが法華宗の神社参拝拒否の事例であった。本事件は国体による被害者であると共に戦争及び原爆による犠牲者でもある、という三重の意味で、戦時下における弾圧と犠牲の歴史を象徴的に示している。

(3) 佛立講の事例

昭和十三年には、本門仏立講に対して、神宮大麻拝受問題と遺文改訂問題が論議され、ついに仏立講当局は「教刷新」をもってこれに対処するに至った。

仏立講には、神宮神社への参拝、国家公共行事への参加を拒否して雑乱信仰を否定する動きがあり、とくに神宮大麻をはじめ他宗神社の神札符札の拝受を拒否し、これを焼却廃棄する誘法払いを徹底化してきた。これが国体の本義に反するものとされ、本門法華宗からの「其の講内に於て

神宮神社参拝及び神宮大麻の拝受等を不可として之が拒否方を信徒に強要したる事実なきやう」との間合せもあつて、**仏立講当局**は昭和十三年二月十七日の教達(一一二八号)によつて、神宮神社の参拝と大麻拝受、神棚奉斎を中心とする「**国民精神作興総動員仏立教会信徒教導教師心得**」を公布した。(「資料」・昭13・一一〇九―一一頁)

教達第一二八号は、**皇国奉公**の方針を明確にしたものである。次の点が指示されている。①皇居、神宮の遙拝、②伊勢皇太神宮参拝の奨励と大麻拝受の徹底、大麻の神棚奉斎、③神社参拝の奨励と敬神崇祖觀念の培養、④奉国一致至誠奉公による社会奉仕、公共互助の高揚、⑤国体精神の知悉と国体に許容されぬ思想文化、社会状態の弊害の除去、⑥出征軍人遺家族の慰問助力と戦病没者英靈回向、⑦国民精神総動員実施の徹底実行、の七項目である。この方針は、「神社と宗教とは本来別個の存在なる事を確認」したもので、大麻についての事項は、宗教的護符觀を改変し、「**現今では神宮の大御爾**」として拝受奉安すること、大麻を通じて神宮への遙拝尊崇を図ることを明確にした。神棚に大麻を奉安し、「神棚の前を通る時は頭を下げ」ること、「**神社参拝、神棚拝礼の時は数珠を使用せぬ**」こと等も指示している。(「資料」昭13・一一一〇―四頁)これらの指示は、神社と宗教の分離、即ち国家神道による国家祭祀の優位と宗教活動への服従方針にそうものである。

た。神社、神棚に数珠を使用しないことは、それを宗教行為の対象外とする姿を意味した。

昭和十四年三月十日、**仏立講**は教導手引書「**役中読本**」(西野清説編・富文堂発行)を刊行し、「**新時代に飛躍せんとする本講弘通教化の指針**」(五頁)を明らかにした。本書の冒頭には教育勅語を掲げ、東京**仏立講**堂伊達清徹が序文を書いている。ここでは、**宗祖日蓮**の信行と共に国体の尊嚴への認識と信念、教育勅語の聖旨実行がうたわれ、「**一天四海皆帰妙法の祖訓の実現に邁進して無窮の皇道の拡張を扶翼し奉る事は、祖師立宗の本懐**」(六頁)という**法国開頭論**に立っている。仏立講では既に明治十五年の**仏立講改正定則**でも、**天朝ノ御趣旨堅ク相守可申事、神明ハ尊重シテ疎略ニスベカラズ**(四〇頁)の二条が冒頭に掲げられ、**陛下の大恩、我が国御祖神の御恩を忘却せぬこと**(五〇頁)、**敬神崇祖におけるの国民根本道徳の美風を顕彰し、個人として忠孝を果すために、先祖の靈を大法により回向し用ひし事を御講席の目的の一つとした**(五四頁)これは、「**崇祖**」については**宗祖の信仰により御修行所か御講席で営む**(五一頁)という姿勢を示すものである。また「**謗法払ひ**」とは、「**外来神の中法華経の守護神となれる善神並に一切の諸仏菩薩を、その本来の母胎たる妙法の御本尊に帰入せしめ、本来当然の方式によつて之を祭る。これを、外来神中の守護神及び仏教各宗の本尊其他に対する**

謗法払ひの義と致す」(七五頁)と述べている。謗法払ひについて、謗法の仏像、「外来神像」は淨火で清め、改めて妙法の母胎に祭るとし、氏神の古い神札は氏神社において火で清め、「不敬をさけて形を滅する方法は淨火にあげる事が一番よろしい」(八〇頁)とも示している。ここで神を「外来神」と限定している点に実は本書の核心の一つがある。外来神とことわったのは、淫邪神や鬼子母神等を本尊とする別社勧請による仏教附随の外来神、キリスト教の神等をさし、「宗教宗派を超越した国民的道徳崇敬の共通の御対象」である神社の祭神とを峻別するためであった(九三頁)、従って国民的道徳的意義を本旨とし、その神恩に感謝崇敬する神社祭神は謗法払ひの対象外とされた。教派神道の同名の祭神は、純国体神道ではなく、それと區別するとしたが、「御名を同じうせる限り、お粗末にお扱ひ」せず、淨火に清めるのもよいがむしろ所轄の教会所へ返すのがよい(九九頁)と指示し、「私方では神宮大麻を奉齋させて頂いて居りますからお返し致しますと言って、お返して来るのが一番よい」ともいい、国神を勝手に解釈し不敬を働く「よくない宗派」には、その教祖教義を謗法払ひすることが「真の国体神道発揚」の役に立つと強調した。(一〇〇頁)さらに、「何宗にも属せず宗派を超越した正しい今日の意味に於ける神社への参拝を禁ぜられたもので無いと言ふ事は尤も明記すべき重大要点」(一三一頁)

であると、日隆「信心法度事」を改変して神社参拝をすすめ、謗法供養も謗法の堂社であって神社に向つてのものではないとし、氏神社の維持建築、国家功労者の頌徳碑建立に積極的に尽力することを指導した。(一三三〜四頁)

『役中読本』は、神社参拝、大麻奉安など敬神崇祖の実践指導の性格をもち、国策に対応した手引であったが、神社祭神への「敬神」に尽力しつつも「崇祖」は講内で行う信仰姿勢の維持を明らかにしている。また、謗法払ひの對象外に国家神道を位置づけ、仏立講の雜亂折伏、神札淨火焼却を改変する「刷新」の事実をも示している。

(4) 日蓮宗の事例

この時期の日蓮宗における動向については拙稿「近代日蓮主義の思想と行動」(「所報」第四号所収)でふれたのでここでは省略する。太平洋戦争下に宗内で提起された神仏抗争問題については本誌別稿論文の内容を参照された。ただ、そこで靖国神社、護国神社は「国家守護の神様」だから国家の祭祀によるべきで「仏教などで再び葬儀や法事等をする必要はない」という意見があり、また神棚仏壇の礼拝と併置の状態から「宜しく仏壇を改めて神棚を設くべし」とする国家神道一元化の方向がみられ、ここに敬神崇祖徹底の必然があった点は重視される。ここでも、靖国神社への祭祀化と遺骸遺骨の埋葬という死者供養とを区別する仏教界共通の立場があり、これを意味づけたの

が当時の日蓮宗における法華經、国体冥合論であった。

(「日蓮主義」昭和一三六―七頁)

例えば、昭和十七年に「神を信じ陛下の為に国体に順応して奉仕生活をすれば、仏教を知らずとも、研究の余暇なき青年としてそれにて宜しきや」という質問に対して次の如き解答をしている。

①この質問は「チト偏狹」であり、仏教を研究せず職域奉公に専念する青年のあり方は「一応考へて置く必要」がある。聖徳太子のいうごとく、「この国体こそは道の根本であつて天地と共に起り、又天地と共に窮り無き生命をもつたもの」である。故に「日本人として先づ国体に基く」ことは当然であり、「人の始道」、安心立命の第一歩である。②儒教が今生のみを説く「人の中道」なのに比し、三世にわたる因果応報の理を説く仏教は「人の終道」を示す眞の安心立命を明らかにしている。したがつて神を敬い、国体を信じていれば外に宗教を信ずる必要はないという意見はこの神儒仏の關係を知らぬ人のいうことで、「日本国民は皆上は国体を仰ぎ、下は道を以て民衆を導くところの菩薩でありたい」菩薩道とは臣民道であるから、国民は菩薩道を行じて「国体に対する信仰」とその実践とを拡大強化して行かなければならない。③法華經の教えは日本国体を光顯してそのありがたいことを味識し、おのずからわきまえられるものである。君国のため大東亞戦争完遂のため

滅私奉公、翼賛奉公の必要な時であり、研究の余裕のない青年としても信仰の余裕はあるはずである。(「日蓮主義」一二六―七頁)

これが、無窮の国体崇拜と戦争完遂にむけて臣民道の実践を拡大強化しようとし、法華經による国体開顯の立場をとる法国冥合論からの説明であつた。国体と国家神道と「始道」とし、仏教を安心立命の「終道」とすることによつて、戦没者の埋葬をはじめとする死者供養を「職域奉公」とする見解をとつた点を示している。

三、日蓮遺文「不敬」改訂削除問題

次に、日蓮門下教団に加えられた日蓮遺文中の字句について反国体不敬該当と断定され、遺文の改訂削除を強請された問題、および曼荼羅中の国神勸請について不敬非難と抑圧がなされた問題を中心とする信仰教義迫害の状況について考えることにしたい。

昭和十一年に、内務省警保局保安課に加えて特別高等警察に宗教警察に関する事務が移管されて以後、宗教運動は本格的に視察取締りの強化対象とされた。大本教に対する不敬罪による検挙を契機に「類似宗教諸団体」だけでなく「公認」宗教全般にわたる信仰教義の再検討と是正方針がとられた。同年十一月以降、仏教界における是正刷新の対

象となったものは、日蓮遺文問題、仏立講大麻不受問題、真言宗の本地垂迹説、真宗の聖典改訂問題等であった。

「支那事変」後の国民精神総動員の実施にとまない、これらは一層検討すべき問題とされた。この過程で、兵庫県の神職徳重三郎が、昭和十二年三月に、日蓮宗の曼荼羅、禪宗の授戒和讃、真言宗の本地垂迹説など仏教各宗の「不敬」問題を神戸地裁に告発、上申書を提出したことによる、告訴の却下にもかかわらず反国体不敬の批判と教義刷新の氣運が醸成された。そして、昭和十三年に国定教科書中「釈迦」削除問題（『宗教年鑑』昭14版六六頁）がおこった一方、曼荼羅国神不敬問題、神社参問題、教学刷新及び信仰教義への非難、干渉、迫害が日蓮門下教団に加えられた。それは、「教法の尊重を説述するが為には往々国家権力をも軽んじて法主国従的言説を流布し、或は仏主神従の信念より我国固有の神祇観を無視して皇祖神を初め奉り、八百万神を誹謗し奉りて其の尊嚴を冒瀆し奉る如き教説を流布する等のある為」（「資料」昭14・一一六四頁）であるとされた。これは、国体と国家神道体制による信仰教義の抑圧及びこれを通じて教団の従属を図ることを本質とする「不敬」問題の特色を明らかにしている。

ここでは、かなり早い時期から問題化した、日蓮遺文の改訂削除問題に関する遺文「不敬改訂」の事例をまず若干掲げる。

(1) 昭和七年十月一日、内務省警保局より四条金吾殿御返事（縮遺一六三一頁中及び一六三三頁中）、崇峻天皇御書（一六四三頁中及び一六四六頁中）の二書について、出版に際して削除するよう指令され、この記載では中外新報所報によれば日蓮門下各派が「誤解され易き文字は伏せ字として出版すること」を申しあわせたと記している。（「資料」昭13・一一一五〜六頁）

右のうち該当箇所は「又釈迦仏にあだをなせしゆへに三代の天皇竝に物部の一族むなしくなりしなり」「崇峻天皇を失し奉り王子を多く殺し」（四条書）、「腹あしき王」（崇峻書）等の字句があったと思われる。以下『御本尊御遺文問題明弁―日蓮聖人に対する阿版の誤解を正す』（信人社発行）「明弁」とす）によれば「ところが最初は其の竜吟社で出したものの中崇峻天皇御書に、『腹悪キ〇ニテ』とあるのは甚だ不都合だ、そんな事は〇〇〇〇にせよといふので、それを〇〇にした、それが御遺文削除問題の起る一番最初であった」（二頁）と記されている。

(2) 昭和九年十一月十日付「東京日日新聞」に「日蓮宗の聖典を

断乎発禁処分か

不穏な字句を発見し

内務省まず削除を敵命

の見出しで、遺文の不敬と削除問題が報道された。これ

人にあだまれ給となん、同・一六四六)

右の若干の事例から、天照大神、八幡守護小神に関する諛曉の教説、国王Ⅱ天皇の横暴、殺害、誹法に関する歴史事実、王法の亡国に関する教説、等についてその「尊嚴を冒瀆」したと断定されたことが明白である。これらの字句が「不敬」削除の対象及び伏字箇所となったものの一部である。伏字は「世法に随順したもの」であるが、それは遺文削除方針に「善処」した意味をも含んでいる。いづれにせよ、この事例から削除改訂の意図のもとに、日蓮遺文への抑圧と抹殺が断行される状況であったことを示している。

この動向の中で、山川智応は「明弁」において次のような論点を主張している。

「神国王御書」の「八万の国にも超へたる国」について、日蓮が日本の国体を勝れたものといったように用いている人がいるが、それは「御文義と違ふ」と述べ、日本が仏法流布の国、だから勝れているといっているのであつて、「日本の国体が勝れて居るといふ事をいつて居られるのではない」と明言している。ただ山川智応のいう日蓮の国家観は、日本は粟散国だが性質は神国で、仏法を一番とり入れた祭政一致の国であり、仏法のうち法華経有縁の国で、末法の予言の如く三秘がこの国に立って成就する、という日本観の理解であつた。即ち、天照大神・日本国を法

華経・日蓮によって開顯し、王仏冥合・三妙具足の實現によつて、「勅立戒壇」を建立するといふものである。「仏法と王法と、此の王法は只の王法ではない、これは日本といふことである、又此の仏法は只の仏法ではない、これは本化の大法である、本化の大法と日本の国体と、此の二つを結び合わせ」て冥通させると主張する法華経Ⅱ国体冥合論に立っている。

山川智応が遺文削除の理由がないとした論拠は、日蓮遺文に削除を命ぜられるような不倫不敬の文言は全くない、誤解されやすい文辞すら護国赤誠から出た慷慨の痛嘆語である、という信仰のないし国体崇拜観の前提に立つものであつた。だが、「それすらも誤解を引き易いものは、なるべく宣伝的なものには用ひないようにしようといふことになつてゐるとすれば、『削除』などといふことは、最早問題となるべき筈は、絶対的でない」と述べる如く、すでに国体へ誤解を与える遺文箇所を宣伝(布教)しないという妥協の上になつて、削除が「絶対的でない」点を主張するものであつた。にもかかわらず、削除問題がおこるならば関連問題が生じるとして次の点をあげている。

①太平記など勤王忠君の思想から書いたものの中の不穏当な言辭を削除せねば「時の政府は偏頗無道な処置を取つた」ことになる。

右書等の言辭を削除するならば、愚管抄源氏物語等の物

語、昔語、本居宣長、平田篤胤等が慷慨した不敬言辭も削除されねばならない。

②今日の感情で不敬削除をした所でそれでは歴史上、事に行われた不敬は削除するのかしないのか、どうするつもりか。それを削除してしまふなら歴史の真実を隠蔽する事となり、しないなら何故不敬事実が行われたかの背景の理由が必要であつて、それらの文献が削除されれば背景の思想を何で説明できるのか。現実の歴史事実を会得するためにも歴代の文献を今日の感情に律して削除するなど「行ひ得べきこと」でなく、また行ふべからざるもの」である。

③日本国体も外来の文明思想の影響で証明、發揮されるのであり、国体明徴の今日、顛倒不倫・僭上不敬と思える歴史をへて、国体の真相も發揮され、「いかに国民が国体を自覚しないであつたか」は文献を削除しない事によつてこそ明確となり、後世の龜鑑となる。いけない側のものすら削除すべきではない。

と指摘した。(七三〇七六頁) 法国冥合の立場にたつ山川智応は、あくまで国体を基準として不敬問題を考へていた。〃国体を尊び、開頭した日蓮〃に不敬のあるはずがないという前提に立つて、遺文削除の成立せぬ理由をこのように示し削除方針に反省を求めたのである。

(7)次に仏立講における日蓮遺文問題は、朝夕勤行に読誦する「如説修行抄」中の一節のうち、「不敬」箇所の拝読

遠慮による「刷新」として提起された。

昭和十三年五月十四日、伊達清徹東京遠妙支部担任は、建白書を仏立講当局に提出し、「如説修行抄」中の「悪国悪王悪臣悪民のみありて」の一節は「皇室及国家を誹謗せる如き誤解を信徒に生せしめ易き傾向」のあるため、これを読誦せぬよう要望した。

これに付帯する理由としてあげたことは、「如説修行抄」の一節は、①明らかに日本国皇室及び国家を指すものと領解されること、「法華取要抄」中の一節も日本国を指すことは明白であり、悪国悪臣悪民の文字は「如説修行抄」のごとくに記されていないが、これらは悪王の中に包容されていると領解できること、②「修行抄」中の悪王の「悪」の字は正法不信の義であつて誹謗の義ではないが、一般信徒は宗教悪とみるよりも道德悪、法律悪と誤解しやすいこと。さらに宗相日蓮出世当時皇室は不信、国家も正法に違背せる人々のみ充滿していたとしても、この後日像

の時には妙頭寺は皇室より勅願寺の論旨を下賜され、妙法弘通の勅許もされ、大覚に対しては宗祖に大菩薩号の追贈をし、ことには大正の御代に立正大師号を宣下された歴史からいっても皇室及び国家に不信義をもつて接することは妥当でないこと、③悪王について皇室を指すのではなく北条執権のことをいうものとする見解があるが、宗祖は北条執権を国主とよび、国王の文字は断じて臣下に用いたこと

はないこと、④この一文は宗祖在世の當時を指すもので今日
の事ではないというが、たしかに往昔の作であるにし
る、開導上人は「朝夕読誦の要品であり、不離身抄なり」
と指南され、日夜拝読してゐるのであるから、今日を指導
するための一文であることは明白であること、⑤『本化聖
典大辞林』が悪臣、悪民のみを載せ、「修行抄」等の出典
をあげながらことさらに国王（悪王）の掲載を避け、また
昭和七年十月に警保局より四条金吾殿御返事、崇峻天皇御
書中の一文についての出版削除の命令をうけ、これに応じ
て日蓮門下各派が「ご遺文其他の中の不敬と誤解され易き
文字は伏せ字として出版すること」を申し合せたように、
「皇室誹謗にまぎらはしきは慎むべきもの」とすること。

⑥悪王の文字のみ除けばよいとの意見もあるが、（王は）
国・臣・民とともに国家構成分子であり、不可欠のもので
あるから「悪王」のみ除くことはできず、この一節全体にわ
たらねばならないこと。（資料「昭13・一一一四〜五頁」）
こうして、国体明徴と国民精神総動員体制の順応を図る
べく、皇室及び国家を誹謗するとき誤解を与える日蓮遺
文の読誦遠慮を建白した。これが内務省の期待した国体明
徴に対して卒直に不穏当なることを認め、この根本的刷新
を企図する宗内一部の識者による「教学刷新」の動きであ
る。

日蓮門下教団は、日蓮遺文の問題をこの後もしばしば審
議し、政府の要請に応じて遺文の削除改訂具体化の方向を
検討した。この遺文不敬問題は、単独で問題化したのでは
なく、昭和十二年以降は特に曼荼羅不敬問題と結合して不
敬の対象とされることになる。

日蓮宗は、昭和十六年五月上旬、宗綱審議会を開き、①
日蓮遺文削除問題、②宗定遺文編輯問題、③日蓮宗読本
（改定）問題等を協議したが、まず①について取上げるこ
ととし、六月に日蓮遺文中二〇八箇所を削除する成案を決
定した。七月二十二、八日、京都で日蓮門下各派が協議
し、この成果を検討したが、各派の承認をえないまま、す
でに七月二十日に日蓮宗は文部省に対し、削除問題審議経
過及び内容を単独に報告し、文部省よりさらに再検討を命
ぜられた。日蓮宗はさらに、同年八月十八日付告示第八号
で通達を発し、加藤文雅編「日蓮聖人御遺文」の使用禁止
を指示した。（「特高月報」以下「月報」16年8月
分、三一〜二頁）

同年、日蓮宗は政府の要請によって日蓮門下各派に「宗
祖御遺文削除訂正委員会」をよびかけた。この委員会は、
柴田一能を議長に討議し、ついに重要遺文七十余篇を選び
出し、その中より約二百ヶ所を削除出版することを決定し
た。法華宗はこれを拒否することを表明した。（『法華宗
年表』）

この表明の前後に関する法華宗の姿勢は次の如くであった。昭和十六年五月二十七〜八日、法華宗はこの事態に対処するため、第一回教学刷新審議会を開催し、祖書の再研鑽、日蓮各門流教学の研究、法華宗綱要と宗門史の編纂などの事項を審議した。これは同宗がまず信仰教義の原点に立ち戻って「刷新」しようとする姿勢を示す。法華宗はこの姿勢に立って、七月二十二〜九日に、法華宗綱要編纂委員会を設立、綱要作成を協議した。

同宗は八月二十五日、宗務顧問会、教学審議会、教学刷新審議会の連合協議会を開いた。「国体の尊厳」を遵守しつつ「巍然たる本宗の態度を決定し、宗門万代の基礎を確立」するとした。これは、八月六日に文部省宗教局長に召集され、遺文削除問題につき二百余所では完璧ではないから四宗連合委員会を開いて再度研究するべきであるという文部省の要求をうけて同宗内部でまず開かれたものであった。また、この時文部省は曼荼羅の国神勸請についても、「前項祖判の削除ヶ所は主として国神に関する御文章及皇室の尊厳に関する御文章に有之候。此を削除せんとするの見地より見る時は勢ひ曼荼羅の国神勸請の問題に迄発展し来る事は、当然の成行の様に有之候」と各宗に要請質問しており、遺文削除と曼荼羅国神勸請の改変問題を同一に「不敬」問題としてとらえ、日蓮門下教団の態度如何を一層厳しく迫ったのである。曼荼羅国神勸請問題は、「宗門

存立」に及ぼす「超大重要事項」であるとしてこれの解答を留保したが、法華宗宗務総監星川日敬が述べた如く、「早晚何分の決定を要する瀬戸際迄追詰められた次第に有之他三宗共殆ど施す可き手段無之候」という状態であった。首肯できる勸請理由を、日蓮の教説からではなく国体観念において立つことができれば「結局に於て削除するの止むなきに立至るやには非ずや」と言明された。「一同全く当惑仕り候」という言葉は国体と信仰との板ばさみにあつた教団代表者の苦渋にみちた告白を示すものであつた。日蓮遺文の削除、曼荼羅国神勸請の改変削除は、宗門・宗派存亡にとって重大問題であるとの認識に立ちつつも監督管庁の指摘と要求にどんな対処、「会通」をするか、法華宗連合協議会は、国体明徴の上から「曼荼羅にも一考する必要」があり、かといって「削除する」としないのでは非常な相違があるとし、存亡にかかわる門下の共通問題を論議することになった。この中には、「御遺文中には一〇〇ヶ所位しか削除を要する点はない」「南無妙法蓮華経とは宇宙精神を言ふのであるから何人が唱へても良い……日本国民である日蓮信者が天照大神を拝むのも亦当然」「御遺文を削除することは日蓮聖人の意思に反すると思ふ」「陛下の御名前があるから不敬だと言ふのならどうも変だ。上御一人が御信仰されたと言ふことは歴史上から見れば事実です」「天皇の祖先にまします国神を崇拜することは宗教的

儀礼精神で奉らなければならぬ」など削除を前提とする意見とこれに納得せぬ見解が相次いだ。この中で小笠原日堂は、天照八幡両廟の勧請こそ日蓮が法華宗を創設した理由であり、国神の存在さえ知らなかった室町・足利時代の「非国体明徴時代」の教学を「今日では一切清算」し「時代に合致した教学」を形成することを主張した。それは、「天照大神は世界統一の中心」であり「八紘一宇の内容の一部には南無妙法蓮華経も加わって居る」と考えるべきであるから「南無妙法蓮華経は皇道翼賛に真の力を与えるもの」であると強調し、宗外の国体学者を動員して慎重に研究することを提案した。かくて、国体に適応する教義の「大転換」を図り、「両廟勧請の理由を根本的に決定」する方向で「善処」することになった。(特高月報昭16・8月分三四～五頁)

昭和十七年九月二十一日に第二回教学審議会を開き、「綱要」編纂を公式に決定して教学刷新審議会を解散し、「刷新」方針をも撤回した。さらに九月十三日には、第三回教学審議会を開き、「御遺文削除反対」の決議を採択した。この決議を実施すべく、仮出獄した三吉日照、松井正純、小笠原日堂の三名を交渉委員に任命し、九月十八日にはこの三名が水野同宗教学部長と共に文部省へ出頭、日蓮遺文削除反対の理由を説明した。松井正純は情報局にも赴き遺文削除反対の意向を表示した。(『法華宗年表』)

ところで、日蓮宗周辺では、同宗僧侶約百七十名を中心として「国体に帰一せる宗門新体制を樹立せしむる」ことを目的に、同年九月六日に「国体教学研究会準備会」が開かれた。皇道仏教行道会高佐貫長等の意見にもとずいて、教育、布教、社会教化、教学、信行、宗制全般の国体帰一をうちだした。さらに、「日宗顕正団」(同年六月八日結成)は、九月十九日に結成記念大会を開き、顕正報告を宣言し「従来の宗学を刷新し国体の大義に基き真の日本仏法を宣揚す」「大曼荼羅に就ては更に其の本旨を闡明し日本精神を表現するものなり」との決議を行った。九月二十日には、「宗教問題研究所」は、遺文、曼荼羅問題につき緊急座談会を開いた。ここでは、「御遺文の削除問題は久しい以前からの問題で当局に対しては其の都度種々文献を以て説明を加えて来たのであるが今回削除を決定した」として神本仏迹論を主張するもの(小笠原慈聞・日宗顕正団)「日蓮上人の遺文を当局が悪いと云ふ点は日本の為に悲しむべき事で上御一人の意思ではない」、日本を神国として当時の悩める日本を救った、「日蓮上人を一介の乞食坊主として捨去る事は誠に遺憾な事であるから役人をたしなめる意味」もある、「不敬的な言葉が日蓮上人の有難い所でもあります」が現在二百二十何ヶ処も削除せねばならぬ」のは偽瞞的な文面を後世に残すこととなり、「一般には原典を出さず坊主となる者のみ原典を所持せしむべきであ

る」という神本仏迹論に反対し、「遺文・本尊秘蔵説」を主張するもの（浜田本悠、同研究所代表）曼荼羅は絶対的なものであり、「役人の凡夫が手をつくべきでない」から、「信徒として当局に対抗せねばならぬ」、御遺文も絶対的なものであるが「時代が変れば人を教へる方法も変わって来る」から削除も「仕方がない」という曼荼羅、遺文分離論（稲津喬）、この問題は仏教がなくなってしまうのではないかと思う問題であり、「遺文削除の問題も当局の末輩の者が出し、その言が政治に出る現在であるから又の機会を待つべき」という凍結待期論（来馬琢道）等が出された。この時の決議案には、①日蓮宗制定の削除御遺文集に「昭和特輯布教用」の肩書をつけること、②「国体明徴大義翼賛曼荼羅」であるから削除すべきでないこと、③両神の座配も神国日本に結実した仏教の成立史的記述であり、両神なくして本尊所立の意義を忘失すること、④国聖日蓮がその真骨頂であり、これを顕彰せねば国将の危急となること、との案文があり、若干の修正をしたものの、国体に適応した国聖日蓮論と翼賛曼荼羅論に立つて削除反対を提唱した。一方、日蓮寺僧侶大堀行順は、「経王伝道会」を通じ、皇道日報（福田狂二主筆）の日蓮国賊非難と遺文削除の宣伝に対抗して「この大聖の御遺文を削除し、大聖を悪口するは日本の柱を削り、日本国の眼をくぢり、日本国の大船に穴をあける」と述べ、国患を払拭する上からも遺

文削除に反対すべきであるとして、九月十日頃各大臣、新聞社、各宗管長等百余名に宣言書を送った。（「月報」、16・9・26（三十頁））、この皇道日報の非難に対して、柏崎妙行寺駒谷行妙は、日蓮門下各宗派信者有志を代表して次の如き趣旨の陳情書を提出した。大曼荼羅は「宇宙八紘を意味する」もので神名勧請も上下の觀念から出たわけではない、神名削除は宗祖の真意を冒瀆する由々しき大事である。政府当局が遺文教百の不敬文字があるとして削除を要求し、また曼荼羅中の両神二柱の国神を抹消し、三十番神を除去することは、日蓮信者から敬祖崇祖の国民思想を奪取するものである。国難突破のためにも政府が猛省し、削除方針の撤回を希うと陳情した。（「月報」昭16・10・三一（二頁））

そして昭和十九年四月、日蓮門下各派は合同会議を開き、日蓮遺文三十五御書中より削除訂正換字一三五カ所を決定するに至った。法華宗はこれを拒否したが、同宗を除く各教団によってこの遺文改訂削除は承認された。しかしその翌年の敗戦によって、この決定自体が意味を失なった（『法華宗年表』）。

四、曼荼羅非難問題

昭和十三年十一月十日、国民精神作興詔書発布から十一

年目に当るこの日、かねてから日蓮遺文削除問題ならびに本尊不敬問題について、政府と教団との間に位置しつつ、その円満解決を図ろうと努めていた山川智応は、「明弁」において先述の如く、「一国文化の上から御遺文削除実行の理由なし」と主張し、また「憲法発布の御趣旨から御本尊不敬問題の成立する理由なし」との見解を明らかにした。

(一)山川智応の見解のうち帝国憲法にもとずいて本尊不敬問題が成立しないとする論点は次のようである。

①本尊は、信仰内容を示し、宗教信仰に頗る大切である。日本の神様を認めない基督教を保護する憲法が、安寧秩序を妨げず臣民たる義務に背いていない仏教を保護しない筈はなく、その宗教の本尊に干渉することは「おそろくないこと」であるから「安心してよい」。②日蓮の曼荼羅に天照大神、八幡大菩薩が祀られていることについて、その位置が下であるから不敬といい、安寧秩序を紊すものというが、それは現実社会上の秩序であって精神上にまで及ぶものとは思われない。本尊に干渉する政府がもしあったとすれば、それは憲法の条文を誤解して明治天皇奠定の大御心に背馳するものではないか、③両神も宇宙の根本真理から人類世界を救うための一つの表現垂迹であると拝するのが大乘仏教の本地垂迹説の原理であり、これがいけないというなら「仏教徒に対しては、日本の神祇は、宇

宙の覺りの真理に外れたる、迷いの外道の神であると信ぜよ」と強いることになり、果してこれによいというのであろうか。④しかも宇宙の根本真理と同一体になった自覺体を靈的本体としての仏陀と呼ぶのがよくないというなら、それは「仏教そのものの信仰を、全然日本政府が許さない」ことになり、政府は明治天皇奠定の憲法二八条を忘却していることとなる。⑤両神が仏陀の表現として大日本の建設とその文武の徳を胎中より發揮したと信じ、憲法の安寧秩序、臣民義務を励行した場合、それが不敬であるといひ、何人がその信仰をいけなしいとし、本尊まで干渉せんとするのか、その憲法上の根拠は何か。⑥両神の位置について干渉するならば、なぜ基督教や未發達の神祇とする教義に対しては干渉しないのか、本迹説を否定することは、基督教と神道の融合を図る基督教の日本化を否定する結果とならざるをえないではないか。「仏教でも基督教でも、日本化をはからねばならぬところに、大日本の大日本たるところが、存在するのではないのか。⑦天照大神は坐女の一種らしいといった国民通念以下の考えは不敬ではなく、宗教哲学的に国民通念以上の解釈は不敬になるといふのは論理上成立しないではないか。従って⑧両神の削除は、行政上・憲法上にもなすべきことではない。万一さような人が出た場合、「吾等は身命を賭しても、明治天皇奠定したまへる憲法を擁護し奉るため、その下し賜へる言論自由の

制限内において、どこまでも、その不法を糾明しないでは止まない」。山川智応は、明治天皇の神靈が戦時下に神慮を垂示する立場（「日蓮主義」12—11（八—一頁））からこう主張した。

(二)宗学面から「両廟勧請」の意義を明らかにし、次の点を指摘した。

①天照八幡両神を十界中に撰して解釈している思想と十界外におく思想の二つがある。十界撰属の思想には「イ〇〇に撰す、ロ人界に撰す、ハ天・人に撰す」（註—〇〇は現文のまま、以下同）の三説がある。日隆『私新抄』にある「天照大神等ノ諸神ハ随ヘハ内証ニ仏菩薩ノ二界ニ可ク撰ス以テ現相ヲ云ハ之ヲ、可シ撰ス〇〇ニ、是レ即チ十界本有ノ漫荼羅也」との説は天神地祇を鬼趣とする一般思想によつたもので愚管抄、大平記、親鸞の和讃等において鬼神竜神説は平安以来の通論で、この「〇〇に撰すといふ思想は、その方の思想である」。また身延日朝は天照八幡を人界に撰し（観心本尊抄見聞）、あるいは天照大神を天に、八幡大菩薩を人に撰すとのべ、日像御伝大覚記、日朗相承身延山日学記の本尊相伝書は、日隆と同じく「外相〇〇撰属」等とあり、中山門流も「天照八幡〇〇也」とし、さらに神明等の現前を「或〇或〇」とか鬼子母神・十羅刹女に撰する説もある。この点から日隆説は日朗日像相伝に随つたものである。十界外におく思想は江戸期の本成

寺日相の「本門本尊義」に三妙中尊の本仏論がみえ、両神は三妙のうち本国土妙の国土を示したものと説があり、身延日伝が釈尊日神一体論により妙法蓮華経即天照大神の三即一思想がある。このように諸流の諸説があるのは「大聖人から出ていないことをおのづから物語る」ものだが、「大聖人の御妙判中では、『日女御前御返事』には十界の中には入れられて居ない様だ。即ち十界の聖衆を挙げられた後に、別に『加之、日本国の守護神たる天照大神・八幡大菩薩』と仰せになっている」②日本国の守護神が世界の一切衆生の本尊たる曼荼羅の十界外に勧請された理由は、大日本国が世界の中心となる正法有縁の国であること を明らかにするためで、「常途崇敬の御本尊」はそれ故に中柱を图示している。中央に両神のないものは本国土の顯示を暗示する。釈尊より下だからいけないという人には、釈尊等の仏は左右に、両神は中央にあることを会得すべきである。首題は本因本果の法体だが、寿量品の本尊だから「本因を具足する『本果妙』であり、これを上行日蓮が本果を含む本因下種の題目となしたので「日蓮」の名を本因妙と配し、その本果を含む本因行の修せる本縁の国日本国が本国土妙である。これを両神は日本国の守護神として表わしているのである。③法華経本門の唯一教主、「これはもう申すまでもなく、天壤無窮の皇位—大日本天皇の如きものである」、一切法を法華経に統一する如く、神武天皇

の建国の詔勅に含まれ、本仏の三身即一は三種の神器によって示し、王仏冥合の原理を明らかにして、国体を本當に開顯することを考えねばならぬ。天壤無窮の神勅を本當の教法に従って行えば四方の国々が日本国に従うという(日興伝「三時弘經次第」)が、本尊の「兩廟勸請」は三妙具足によって世界を法華經化し、平和を実現することを示す所にある、と述べた。(『明弁』七六～八一頁)この見解は後述する如く、日蓮の教説を修正ないし国体との冥合によって「時代化」したものであったが、山川智応がこの戦時下の状況でそれなりに不敬非難に「明弁」という形で「弁明」した努力をみることはできよう。

ところで山川智応は、本国土妙の開顯と共に「本尊抄」の儀相が「一閻浮提第一の本尊としての本門仏を本尊とする国立の寺が建たなければならない」ことを暗示していると述べた。(「明弁」四一頁)、また文永十一年七月の曼荼羅(藻原寺藏)から無量世界と冠する天部座配より一字上って「大日本国天照大神八幡大菩薩」の記された点に「蒙古調伏の爲めに書かれたものであろう」と推量し、同年十二月の本尊(保田妙本寺藏)に「南無天照八幡等諸仏」とあるのを日本国を開顯するものと、これも推測することによって、「調伏本尊であって修行本尊ではない」とを示そうとしている。もとより、日蓮は蒙古調伏や調伏本尊を開顯した事実はなく、その蒙古襲来を認識した思想

は先述の如くである。上行自覺の日蓮が一閻浮提第一の本尊を開顯した点は首肯できるものの調伏本尊と規定することは誤りといわざるをえない。しかし山川智応は「斯くて再び元寇の時に、異論はあるけれども弘安四年五月十五日の本尊、あの本尊のまん中に『日聖天子金輪大王』と書かれた、これも法義からいへば何うしてあのやうなものはないやうに考へられる」(同・五四頁)と書き、調伏本尊論を主張したのである。ところが、昭和十四年二月、大塚圭八なる日蓮研究家がこの点を不敬不穩の所説として質問状を出し、山川智応を代弁した高橋二郎との間に論争が行われた。「資料」の範囲では、大塚の言は揚足とりにすぎず、傍点の所を指弾し、しかも「あつていい」を「あつてもいい」と書き加えて、「本尊中に聖天子金輪大王があつてもいい、なくてもいい、どちらでもいいと謂ふ様な反国体觀念学説が生ずる様になる」というものであった。また、両神を十界外とする「日女書」の「加之」は其の上という意味であり、十界外の勸請とするのは聖義を破し、十界の外に余界があることになるがどうか、という二点である。高橋二郎の解答は、引用文中傍点以外を大塚は掲げず、しかも「も」を加えて改作して誣妄の言をしている。今上天皇は生身の天照大神、神武天皇、と明治天皇と御一体であり、「畏れながら朝廷御自らさへも、天照大神を御崇敬が薄くおはした時は朝威が衰へ政權が武門に移るやう

になった」こともある。不変の国体の標準は天照大神であるから『聖天子金輪聖王』といふ今上天皇を勧請しなければ本尊にならぬ本国土妙が実現せぬというような可笑しいことはない、天皇中心とは現実統治上の中心で、三世一貫の道は天祖中心である。元寇の時の衛護大日本国の本尊は、国禱本尊だから現実の日本の天皇を「聖天子」、その「本来の資格」を「金輪大王」と示して中央に勧請したのである。両神は十界の中に入れてなく、「十界に入れる」というのは諸山諸流の『本尊相伝』の中にあることである」とある点を大塚は無視している。「加之」は『之に加フルニ……』と読み、両神は十界中の天界、菩薩の代表としてではなく、日本国の守護神として勧請されたと読んでいる。それは、『両廟が十界の外だということではない』、『十界の資格で勧請せられているのではない』という事なのだ、等の点を主張した。(「資料」昭14・一一七四七頁)

2

右の解答は、曼荼羅が十界と十界外の両神の二種を勧請するという法界と国体との結合、冥合説に立って明示したものである。

曼荼羅は輪円功德、功德聚と称せられる(日女御前御返事)。仏使上行の自覚に立つ日蓮が凶顕した法華経の救済と信仰世界である。十界互具・一念三千の仏種譲与と妙法受持を表徴する釈迦法華法華経の功德を輪円具足する姿の

顕現でもある。首題を中心とする妙法世界は、「妙法蓮華経の五字は即ち一部八巻の肝心、亦復一切経の肝心、一切の諸仏・菩薩・二乗・天・人・阿修羅・竜神等の頂上の正法なり」(報恩抄)という如く、すべての勧請の聖衆を互具包摂し、釈迦多宝を中心に一切の仏菩薩・神等を分身弟子として末座に座配する釈迦仏内証の仏意表出を示す。曼荼羅は、法華経弘通の旗じるし(日女書)として、また「此曼荼羅を身に持ちぬれば……一切の仏神等のあつまり、昼夜に影の如く守り給ひ候」妙法尼御返事」と示す如く、妙法信受者の守護となるものとして授与されたが、それは一切の仏神が法華経守護の功德をもつゆえである。また、観音、妙音菩薩が釈尊の化身である如く、「教主釈尊何ぞ八幡大菩薩と現じ給わざらんや」(諫曉八幡抄)とも述べ、八幡もまた釈尊の垂迹化身と規定されている。天照大神・正八幡は、「法華経の行者にをろか(疎略)なるまじき由」と起請し誓状を立てた法華経の行者守護の神であり、その順守を要請したのが八幡諫曉の意味である。そこでは天照八幡の法華経の行者に対する「御計ラヒ」のないこと、蒙古の責めによって天照八幡も安穩ではなくなること等を示し、「まことの神」か否かを糾明したのである。それは、「わづかの天照大神・正八幡なんぞと申すは此国には重んずけれども、梵・釈・日月・四天に対すれば小神ぞかし」「教主釈尊の御使なれば天照大神正八幡宮も頭を

かたづけ、手を合せて地に伏し給フべき事也」(種々御振舞御書)と明らかにし、釈迦仏ニ法華經と仏使の優位性、天照八幡が仏使の守護の役目を担っていること、両神が梵釈四天以下の守護神であることを示している。従って両神は法華經の權威によつてのみ守護の威光を持ちえるのである。起請誓狀の実現は正法の実在によつてのみ可能となる。「天照大神・正八幡山王等諸守護の諸善神も法味をなめざるか、国中を去り給フかの故に、悪鬼使を得て国すでに破りなんとす」(開目抄)とはこの意味である。

従つて、法華經の行者たる日蓮を迫害するならば、「日本国守護の天照大神・正八幡も」かかる国を助けず、治罰を加えて自禍を免れんと勵む(下山御消息)ことによつて法華經守護と法華有縁の国・流布すべき日本国守護の任務を果せるのであつて、天照八幡もこの法華經の行者を守護せぬ限り自禍を免れたい存在とみなしている。さらに、日蓮にとつて、天皇は「天皇」たる地位と権力の座にいるが故に尊いのではなく、法華經流布の王たりえるか否かによつて、その尊貴性が決定されるのであり、その天皇ニ國王や天照八幡も、釈迦仏を中心とする法華經の世界からみればとるにたらない存在にすぎなかつた。この点について、日蓮は、「仏と申すは三界の國主大梵天王第六天の魔王、帝釈日月四天輪聖王諸王の師也主也親也、三界の諸王は皆此の釈迦仏より分ち給ひて諸國の惣領別領等の主となし

給へり」(神國王御書)とのべ、主師徳の三徳具備の釈迦仏はまた「閻浮提第一の賢王聖師賢父なり」とも教示した。この釈迦仏の内証仏意たる法華經のみが「教詔」であつた。釈迦仏が救済を誓願する末法の日本国は「釈迦如来の御所領」に他ならず、仏の「左右臣下たる大梵天王」が釈迦仏ニ法華經の守護として実在する世界を明示していた。梵天帝釈等の天・神は親父たる釈迦仏の所領をあずかつて正法の僧を養うべき者へ味方につくのであつて、毘沙門天等は四天下の主として、釈尊所領の門番の役目をもつ。四州の王はこの毘沙門天王の所従である上、「日本秋津島は四州の輪王の所従にも及ばず但嶋の長なるべし」と指摘した。要するに日本の「島の長」は、天部衆にも遠く及ばない存在にすぎず、国神も小神以外ではない。しかも天照八幡は正直の頂に宿り、これを住所とするのであるから、正直の經たる法華經とそれを正直に、弘通する日蓮を除いて住む所はない。小神でさえそうなのだから、大菩薩が法華經の行者日蓮一人に住み守護するのは必然であり、この日蓮を迫害することは、天・神にその住所から追放するなげきを与えることになるとし、それは諸神はもとより諸仏からも国が捨てられることを意味する、と示した。(法門可被申様之事)、それ故、法華經に背く謗法を帰依する國主が守護の諸天善神から捨てられ、治罰されるのは当然なのであつた。(下山御消息)

日本国では尊重される小神たる天照大神が入魂する国王も法華經の怨敵 \parallel 誹法を信ずれば大禍となり、「而るに隱岐の法皇の恥に遭い給ひしは何なる大禍ぞ。此れ偏に法華經の怨敵たる日本国の眞言師を語らわせ給ひし故なり」(高橋入道御返事)と指摘したのである。

これらの諸点から、(1)曼荼羅は釈迦仏の内証の一切を包含する法華經の救済世界であり、十界外の資格などの内容がありえないこと。(2)曼荼羅は十界互具の功德を集積し、信心 \rightarrow 守護の讓与 \cdot 受持の信仰世界を圖顯する本尊であること、(3)それは釈尊の顯現の姿として仏界を表徴する故に、八幡等の天神も釈尊化身の化現であること、(4)天照八幡は法華經と法華經の行者守護を誓願し、その任務をもつ神であり、梵釈以下の守護の小神にすぎず、仏使を合掌礼拝するものであること、(5)両神は正法流布の国にあってこそ存在可能であり、法華經と法華經の行者に住所をおく。故に誹法充滿による法華經背反と迫害の惹起にともなうて力を失ない、誹法充滿の自禍をなくすべく勸む存在であること、(6)日本国は釈尊所領の中にあり、仏は一切のものの主師親である。日本の国王は四天、輪王にもはるかに及ばぬ存在にすぎぬこと、(7)誹法を信ずる国王は、守護の諸天善神から捨てられ、釈尊所領を亡国に至らしめる根源として治罰されること、蒙古襲来はその現証であり、「調伏本尊」は成立しないこと等を示している。この教説に立

って一切の十界互具の聖衆を構造的に体系化し、平面的ではなく立体的な実体としての救済世界を圖顯したのが曼荼羅であった。曼荼羅勸請の天照八幡は、以上の観点から把握されねばならない。そして重要な点は、まさにこの教説を表した中心内容を示す遺文が、「不敬」該当の対象とされ、削除改訂の強要がなされたことである。日蓮遺文は、単なる字句ではなくまた、曼荼羅は釈尊の内証とそれを体解した日蓮の教説によって圖顯された生身の釈尊と生身の日蓮そのものであったから、それは破仏法、破国の姿であり、日蓮の信仰教義を否定し、釈迦仏と日蓮自身をも抹殺する行為を意味した。

この観点から「日女御前御返事」をみれば、「……三千世界の人の壽命を奪ふ悪鬼たる鬼子母神、十羅刹女等、加之、日本国の守護神たる天照大神、八幡大菩薩、天神七代、地神五代の神々、総じて大小の神祇等、体の神つらなる。其の余の用の神豈にもるべきや。宝塔品に云く、接諸大衆、皆在虚空云々」と示す本尊の儀相箇所の「加之」がしかのみならずと訓じ、提婆、竜女 \parallel 地獄、畜生界そして「法華經の行者の守護として三千世界の人の壽命を奪ふ悪鬼である鬼子母神 \cdot 十羅刹女達、更に日本国の守護神である天照大神、八幡大菩薩、天神七代、地神五代の神々、総じて大小の神祇等。本体の神が列つてゐるのであるから、この外の垂迹の神々は一人も洩れる筈はない」(鈴木

一成『日蓮聖人御遺文講義』第十二卷・一一四八頁、昭七)という解釈が正義である。これは両神を鬼子母神等の餓鬼界に座配し、洩れることなく列座しているとするのが至当である。「両神を首題の最下位に配したのは、この妙法日本国に流布し、この本尊日本国に建てられることを強く表示するものか」(同前)と指摘されるが、唱題信心の修行功德によって闇の燈、險難の処の強力の如く、この本尊が左右前後に立って「宝塔品の中へ入るべき」功德と守護を信受者に与えるという内容からすれば、日本国の一切衆生に対するこの功德と守護の任務を両神が特に果すよう要請したものと受けとることができる。これらは末法日本の救済者と首題への両神の守護誓状の姿であって、十界とは別箇の資格でも、法華経と並列される国体の表現でもない。両神は日本の神祇を代表するためにこの凶頭の形を強調したと考えられる。これは、仏教に先行した梵天帝釈等のインドの神々を全面否定せず、守護神の資格に位置づけながら包摂開会した教説に基づくものであり、それを日本に適用することによって、民族神たる両神を守護の小神として、法華経世界に開会したものである。

また、曼荼羅の形式が文永年間にも見る総婦命から建治弘安年間において四聖婦命に変化し、両神が首題の中央下に座配されるに至った点をとらえて曼荼羅の意味の変化と考える見解があるが、日蓮の教説は先述の如くであり、本尊

抄の儀相に関する思想は一貫した中心思想でもあり、形式の変化は曼荼羅世界の変容それ自体を示すものではない。曼荼羅中の首題および仏使日蓮に対し、並びに日本国と一切衆生への守護誓状の実現を表示する以外の意味をもたない。また、聖天子、金輪大王は、法華経守護の天部衆であり、梵天帝釈に及ばない日月四天・輪王である。日本の国王は、毘沙門天の所従たる四州の輪王のそのまた所従にも及ばぬたんなる島の長であることは先述の通りである。しかし当時の日蓮宗は、日天・月天・四天王を天皇に直結させ金・銀・銅・鉄の四種の輪王を代表する金輪大王における平和的国家統治の思想を、「国体の事実化」ととらえて、八紘一字の世界支配を合理化すると共に金輪大王出現の国としての大日本国国体の皇運扶翼と皇国の理想実現に努めようとしていた。それ故、曼荼羅中の聖天子・金輪大王の七字は、「大日本国の皇室より現れるといふ、深遠秘妙の思想信念を表示」したものとした。(『日蓮主義』6—5・塩出孝潤「転輪聖王に就て」・一三—二二頁) こうした法華経と日蓮主義による国体開顯論、法華経Ⅱ国体冥合論の本質が山川智応の依拠した深遠秘妙の思想でもあった。

この曼荼羅国神観がこの時期主流を占めるに至ったが、もとよりこの法国冥合論が当時のすべてであったわけではない。日蓮宗でも、昭和十一年段階では「大曼荼羅は十界勧請と云って十界互具融即の姿を表したものであって特に

天照大神だけをどうこうすると云ふ訳のものではありません。従つて大曼荼羅に限つてそのままに(回向を)為して決して差支へありません」と述べ、天照大神が本尊中に勧請されていることは矛盾せず、国神も十界互具の姿として包摂されていることを明示していた(『日蓮主義』10―9・七八頁)。そして昭和十二年に望月敏厚(当時立正大学学部長)は、「日蓮宗の教義」を書き、本門本尊は、釈尊の大慈悲Ⅱ証悟の世界であることを示し、本仏世尊を単なる宇宙神や万有神ないし唯一神的人格とすることは誤りであり、「法界の諸法、宇宙の万象は、皆釈尊久遠の証悟に擬得せられ、一切が釈尊の血肉となり了したのであるから、法界を打つて一丸として之を尽く釈尊の人格体であるといふても、又宇宙は尽く釈尊の大慈悲の傘下に収められた救済境である」と解してもよい」と指摘した。さらに、「人間と社会と国家と一切の存在は皆本尊のあらゆる相に存在しなければならぬ」とし、釈尊の証悟世界に照らされ、光被されることによつてこそ社会の存在、国家の存続があり、これに拠つて眞の宗教生活があること、本仏の慈悲光に照らされ十界は各別の相を示しつつ、互具の相依相関を示し、本仏世界に向上する宗教的実在相であることを、を明示し明確にしかも日蓮の教説を繼承しつつ正しく主張した。(『日蓮主義』10―11・一七―八頁)この国家社会を含む一切を包摂する本仏釈尊における証悟世界を示す曼荼

羅Ⅱ本門本尊論を、国体と並列、合体し、法界を狭小化しつつ国体の傘下に日蓮の教説を閉閣した所に、法国冥合論とそれに拠る国体曼荼羅、調伏本尊論の特質があった。しかもこの時期には次の如き正しい指摘を公表した姿もあつた。昭和十五年五月、矢内原忠雄は「日蓮」(『余の尊敬する人物』所収)を書き、国家宗教ではなく宗教国家、眞理国家をめざした日蓮像を明らかにしたが、この中で「三沢鈔」にふれ、内房尼が氏神参詣のついでに身延へ訪ずれたことに関して、「氏神は所従であり、法華経は主君である。所従のついでに主君へ見参するといふのはいけないと言つて面会を許さないで返しました」事実を掲げている。これは法華経の眞理を守ることを厳格にした日蓮の逸話として引用されたものであるが、先述の如き日蓮の教説からいつてもそれは当然であつた。矢内原自身も日中戦争拡大に伴なう国民精神総動員徹底の中で自由思想を奉ずる一員として批判され東大教授の座を追われたのであり、キリスト信仰からいつても神道の圧制に対して法の權威を貫く姿勢をとつた一人であつた。

ところで、日蓮の教説に依拠繼承せず、實質的にこれと断絶した形で、曼荼羅観が成立したのは室町時代であつた。日蓮門下の各派門流は、自派の正統性を競い日蓮直伝の秘伝書や曼荼羅相伝書などを作成した。それは、日蓮の教説を相承すると喧伝流布されたが、その中心内容は日蓮

の全体的教説に依拠したのではなく、曼荼羅の図頭形式の變化という外面に着目して、△首題—△天照大神—△日蓮・を曼荼羅の肝要思想と断創し、いわゆる「中柱説」を平面的に形成するものであった。この中柱説は、三体同一説をうみ、また、法華神道と日蓮本仏觀の結合説を形成した。さらに天照八幡と日蓮との一体説、兩神を末法万年救護大曼荼羅の現証とする説、そして首題を本果妙、兩神を本国土妙、日蓮を本因妙とする三妙具足中柱説が成立した。本門法華宗の派祖日隆の本尊觀もこの背景での所産であった。それは、猊尊所領を日本国によって独占し、小神たる兩神によって法華經世界を代位させ、仏使日蓮を小神と同列視する反日蓮的教説の固定化を意味した。これを継承具体化した山川智応も「大聖人から出て居ない」ことを指摘していたが、にもかかわらず、三妙具足中柱説における兩神勧請の意義を「本門戒壇建立」を顯示する本国土妙の図頭とし、兩神をしかも「十界外の資格」におくことによつて一切を包摂する法華經世界からこれを除外し、その世界と国体（天照大神を中柱とする皇国神世界）との王仏冥合と勅立戒壇の実現を主張したのである。

この本尊觀は、「国体限妄時代」の所産ではなく、日蓮の教説に対する「限妄」時代の産物であったことは疑いがない。しかし、この法国冥合の本尊觀さえも、兩神を曼荼羅に勧請する限り反国体不敬となった。そこに国体と戦時下

の国家神道体制による信仰教義否定の特質があった。

国体と国家神道は先述の如く、天照大神を頂上とする皇国神の世界を仮説し、仏教を従属させる論理をもつものであったから、この立場にたつ大塚が同年九月「山川智応氏の反国体的学説を破す」と題する小冊子を発行して不敬非難を加えた（「資料」昭14・一一七四頁）ように、こうした冥合論はなお法華經世界を容認し、法華經に立つ国体開顯論では「国体曼荼羅論」にとつて不充分、不穩当とみなされる性格をもつとされた。それ故、内務省は、「其の論争の当否は暫く措き、既に本尊若は祖師の遺文に就て弁明書を刊行したること夫れ自体が、日蓮教学中に動もすれば一般の誤解を招く」反国体的教説のある点を示し、本尊中の聖天子金輪大王をもつて今上陛下となすことは道断であつて「最高絶対の至尊を仏説上仏菩薩より遙かに低き転輪聖王の下に於ける四輪王の一たる金輪王に比擬」することは不都合であり、兩神を十界中のどれに撰するかを曖昧にする詭弁である。これを明示せぬ所に「反国体性を清算し得ざるものあるを推測せらる」とし抜本的教學刷新を要望する一般的反響の所説を掲げたのである。（「資料」昭14・一一七三—四頁）

山川智応の曼荼羅本尊論は、その後不敬問題に対処する基本的な見解となった。本門法華宗当局も、松井正純宗務部長（後、教学部長）を通じて山川智応、裕慈光等より所

請鬼畜問題に関する弁明方法に付き教示を受け、これに基づいて本尊不敬問題に対応していた（「月報」昭16・10三八頁）こともあり、山川智応の法華經と国体冥合論と三妙具足中柱説にたつ曼荼羅觀は、本門法華宗の依処する主張内容となつた。

五、曼荼羅国神不敬事件

1

曼荼羅国神「不敬」問題とは、日蓮凶頭の十界勧請の曼荼羅中に座配される天照大神、八幡大菩薩の両神に関して、列座の内容形式について皇祖神を冒瀆する国体不敬と断ぜられた問題をさす。この不敬問題は、直接には本門法華宗（昭和十六年法華宗・本妙法華宗と合同して「法華宗」となる）に対して不敬の非難攻撃並びに信仰教義の压迫と責任者の檢挙投獄等の弾圧が加えられ、同時に日蓮門下教団全体の不敬問題に拡大し、遂に宗祖、派祖の信仰教義否定にまで波及した破仏法の迫害事件を意味する。同問題は、(イ)曼荼羅本尊に関する不敬非難とその論争、(ロ)本門法華宗の『教義綱要』等に記載される国神に関する現相鬼畜説への不敬非難、日蓮遺文と曼荼羅を中心内容とする信仰教義への不敬攻撃と否定、(ハ)これらに対処する「教刷新」、(ニ)本尊不敬をめぐる弾圧と裁判などを主要内容とする。昭和十二年前後から昭和二十年までの戦時下にお

ける本門法華宗を中心とする日蓮門下教団の信仰教義迫害の事件であった。それは、明治初年に太政官令によって布達された八幡大菩薩の称号廃止と八幡大神尊号の呼称の布達、三十番神の禁止命令以来、潜在してきた国体と国家神道体制による日蓮門下教団に対する信仰教義抑圧の歴史を再燃させる意味をも持っていた。

本門法華宗をめぐる同問題の主内容は、国神に関する現相鬼畜説を不敬該当と断定するものであった。これは、昭和十一年に同宗より発行した宗学林教授刈谷日任著『本門法華宗教義綱要』記載箇所を不敬の内容行為としたことにある。刈谷教授は、同書において派祖日隆の『私新抄』第五本尊具足十界部中の一節を引用し、中尊首題より出生する十界聖衆の当位を分別して仏界より天界に至る摂属をのべ、ついで「天照大神の諸神は内証に随へば仏菩薩の二界に摂すべく、現相を以て之を言はば鬼畜に摂すべし、是れ十界本有の曼荼羅なり、此等九法法界一切衆生は悉く本化上行菩薩の体内に宛然としてあり、本因妙信心位に居して当位を改めずして本有の尊有を顯すのである」と記述され、このうち傍点の部分を中心に不敬該当箇所とされたのである。即ち、天照大神を内証現相両面より十界に摂属したと、とくに天照大神を現相即ち現実の相より鬼畜界（貪慾）畜生界（愚痴）に摂する衆生とし、当位を改めず包摂していること、の二点が国民絶対尊崇の天照大神の神

徳を冒瀆し、天照大神を祭神とする皇大神宮に対する不敬行為であると断定されたのである。(「月報」昭17・12一七頁) また昭和八年印刷の学林教授泉智巨著『隆門綱要』にも同一内容が記載され、これも不敬該当と判定された。さらに派祖日隆降誕五五〇年記念出版の雑誌「尼ヶ崎学叢」所収の学林生成瀬英俊の卒論「別雑信境より惣名信境へ」には、天照大神を含む日本国中の諸神は用の神であり、鬼子母神、十羅刹女が体の神であるから曼荼羅以外に別社を設けて祭神することは、鬼子母神の別雑勧請である。別雑勧請の信境を廃して本門惣名の曼荼羅に帰一すべきであるとの趣旨が記載されていた。これもまた天照大神への不敬とされた。(「月報」・16・10三六頁) この三種の著書・論文が不敬対象となり、宗内外からの非難攻撃とこれへの同宗当局の対応の段階から責任者の検挙、裁判へと展開する。いま簡単にその推移をみてみよう。

この問題は、昭和十二年三月の徳重三郎(兵庫県神職會会長)ら十名による、曼荼羅中の天照大神尊号座配に関する不敬告訴に社会問題化する端緒があったが、これと並行して同宗内部からも不敬攻撃があり、これに国体論者が参加して一層激しい非難が行われた。この時期、同宗に不敬思想ありとの無記名投書が文部・内務・司法省や検事局等に送付されたといわれ、同宗僧侶中村勇造は「日本国体義と日蓮上人」を書いて、天照大神神号を鬼畜という日隆の

本地垂迹説は「狂気の沙汰」であると主張したという。(「真相」三〇頁)

昭和十二年八月から九月にかけて、同宗僧侶北田秀達も、同宗宗務内局排撃の意図をもって、大日本仏教連合会主導の岡田孝次郎と共に『綱要』中の不敬章句を攻撃した。九月三十日には宗務当局に、教義綱要全部の焼却、責任者処罰、当局総辞職の三項目の要求書を提出し、十一月には同趣旨を右翼団体に告発した。さらに同宗僧侶日種観明と結託、日種は免囚保護司の経歴から旧知の名古屋検事正宮城長五郎(後の司法大臣)へ、宮城から原理日本社の蓼田胸喜へと連絡がとられ、ここに宗内僧侶、検察、国体右翼論者の共同による不敬攻撃の行動が展開した。蓼田胸喜は、国体明徴の理論家として知られ、軍部を背景に思想面における不敬攻撃の旗頭の一人であった。蓼田は昭和十二年十一月十七日、「本門法華宗教義の一節に就て」なるリーフレットを発行し、北田らと同様の不敬攻撃を企図し「畏くも我が天照大神を指して、人界に属する阿闍世王以下の鬼畜に摂属せしめて、毫も憚る処なき態度は所謂日隆の本勝迹劣思想の宣証なり」「日隆の反国体不敬思想を国体明徴が朝野の大問題となる最近」に「殊更に表面に力説」する理由は何かと主張し、文部省宗務局にも監督処置を要求した。

ところで、こうした不敬攻撃の矢面に立たされた同宗当

局は、国体順応の基本姿勢をとってきた点もあり、また不敬攻撃非難の収束を優先させ、『綱要』に關する不敬問題への抗弁、反批判を避け全面的にこれを容認した。昭和十二年七月から十月にかけて、文部省宗務局から同書の回収指示を受け入れる一方、不敬の該当箇所をインクで塗黒抹消し、その上に修正紙片を貼布した。また在庫本の焼却、本能寺所蔵の同書出典原本の翻刻嚴禁、頒布本の回収を行ない、これ以降の出版に際しては該当箇所を抹消するよう關係書房に通達した。同書は、同年十一月に東京永隆寺境内において焚書された。

同宗当局の責任者は、これに基づき総辭職した。宗立学林長釈日遵が十月十六日に辭したのを初め、執筆者荻谷日任はこれ以前に進退伺いを出し、「疎陳上書」を提出して十一月三十日退職し、『隆門綱要』の著者泉智亘、『教義綱要』の発行人宗務総監貫名日晴も同時に辭任した。また宗務部長松井日純、教務部長片山定光、書記松本完瑞、最後に管長福田日専が引責辭職して「恐懼謹慎」の意を表した。（「真相」三〇〜八頁・「資料」昭13・一一〇五〜六頁）

昭和十三年一月二十日、新管長赤沢日雄、新宗務総監三吉日照は、「本門法華宗教義綱要始末書」を文部大臣木戸幸一に提出した。他方、同月山本山能寺鎌広日幸は、同書が日蓮、日隆の教義に違反するとし、公認宗義としない旨

告達した。（『法華宗年表』）この始末書には、①該本の

焼却、②責任者の処置、③私新抄取扱いに關する今後の注意、④宗門の自肅更生、を掲げて政府に当事件の収束を懇願した。同宗当局は、始末書に添付して荻谷日任の書いた「疎陳上申書」を提出した。上申書は、「現下不妥当ノ文字アルニツキ御注意ヲ忝クシ、早速御指示通り適當ナル手段ヲ講シ置」くが、『教義綱要』の他『隆門綱要』と卒業論文内容について、「何故ニ門祖ハスル文字ヲ使用シアル哉ノ義ニ就キ卑見」を述べたものである。荻谷日任は次の如き見解を表明した。①「鬼」の文字は、平安ノ室町期に用いられ、伝教・弘法・親鸞の著に「我國ノ天神地祇ハ鬼神ナル旨」を書かれており、「今日用ヒ居リ候義ニテハ無之」字句である。「人ノ死シテ神トナリシヲハ、其ノ天部衆ナラナルハ、鬼趣ニ入レル事、当時仏教ノ恒例」でありしかも今日忠勇の英靈を「護国の鬼」と称することは輕賤の意味ではなからう、②「畜」の文字は、日本書記、古事記ともに海神竜神の伝説があり、仏教では海竜神が娑迦羅竜王となって「仏法守護」の誓いを示している。「王依媛ハ法華經ニ於ケルハ才竜女ノ姉妹」とする「伝説」もある。愚管抄にも安徳天皇が「竜趣」に在ること、神宮皇功に海神の守護があったことの伝説もあり、本居宣長の古事記にも「畜」を「神」と唱える説が明白にあるから、新聞報道の如く「卑シキ意味」でないことは自明であり、「竜

顔・竜体等の字義についても「符合の節」がある。③鬼畜の文字は派祖日隆独自の用語ではなく、派祖の流派である日明門流や中山日常門流、身延日向門流など日蓮門下が使用した「室町時代に於ケル用語」である（各門流の「本尊論資料」を掲載している）、天地神祇を鬼神とするのは日蓮をはじめ各宗開祖にわたる仏教の通説である。また天照大神、天皇の權威を明示せぬ「国体上の暗黒時代」「国体晦冥時代」と相通じる室町時代の用語である。（「真相」三九～四二頁）

このように苅谷日任は、鬼畜文字が仏教上、歴史上において卑賤文字として使用されてない点を示し、不敬該当文字でないことを表明した。この見解は、同宗当局の始末書が『綱要』を国体と宗祖派祖に違反する二重の意味の不敬該当とした姿勢とは相異なるものであった。苅谷日任は宗立学林教授の立場から、鬼畜文字の不敬非難を「注意」との範囲で受け入れ、「指示」によってやむなく「適当ナル手段」で応じたのであった。しかし、これで同宗への不敬攻撃は一件落着いたわけではなかった。内務省はただちに苅谷の上申書は、古典の竜海神を用いた説話を引用して「全く畏み極みなれ共、竜顔、竜体等の字義」に符節するとし、鬼畜と皇祖神、天皇とを「曲弁」するもので、「其の責を軽減若は免脱せんとして憚らざる態度」と断定した。天照大神、八幡大菩薩の十界撰属を不敬にも現相鬼

畜と「妄断」した根源は日隆の「私新抄」に発し、「私新抄」は「仏教専横の時代に於ける仏主神従の思想乃至本勝迹劣の信仰」に基づくものであって、この「妄断」の「禍因」は宗祖日蓮の教説乃至神祇観、国体観に所在し、日蓮の宗教的自尊性と排他性に胚胎する、というのが内務省の「妄断」であった。（「資料」昭13・一〇六～七頁）

この内務省の断定の過程には、蓼田胸喜による不敬攻撃の継続があった。昭和十三年七月二十日、蓼田は「本門法華宗の神祇観に就て」なる小冊子を再び出し、苅谷の上申書批判を行うとともに、成瀬英俊論文が「神社参拝忌避思想の素質」をもつものであると非難を加えた。「勇躍出征する皇軍将兵がその門出に全郷土の人々と共に武運長久を祈願する氏神参拝の精神的価値を抹殺せむとするもの」と主張した。蓼田の主張は、曼荼羅信仰か神社崇拜かにかかわる問題につき国家神道体制と戦時強化のための信仰的否認をも意味した。それ故、蓼田は、この小冊子で「この悔日反神道の本勝迹劣の思想」は帝國憲法（二十八条）、宗教団体法（十九条）の日本臣民の義務条項に背反するものとし、同宗解散をも示唆したのであった。また「皇道日報」も日蓮を「大不忠大不敬漢」であり、日蓮遺文はすべて「国体反逆の思想」「曼荼羅は国神侮辱の標本」であると断定し、その焼却と責任者の検挙と宗団解散を叫んだ。（「真相」四三～四頁）この時日蓮遺文不敬改訂問題が並

行して起つていた事は先述の如くである。

この動きは、北田秀達の要請に応じた菱田胸喜と本門法華宗華正期成同盟なる同宗内局排撃の団体を結成し、その会長を自称した大阪在住の中川晴之という人物等を中心にしていた。

これらの人物によって総退陣に迫りこまれた前管長福原日専、学林長釈日遵等五名は、昭和十三年三月に中川晴之他一名を大阪府警に名誉毀損で告訴し、これに対して中川等も福原、釈両名をはじめ前宗務総監貫名日靖等不敬責任者七名を不敬罪で大阪及び東京都裁検事局に告発し、第一次の裁判係争という事態になった。この裁判は、福原等関係者が『教義綱要』の抹殺処分をし、引責辭職して謹慎している事実と中川が暴力団の顔役で刑事事犯の容疑により大阪府警に検挙され起訴収容されたこともあって、関係者の処理未済処分となった。(処分決定は、昭和十六年九月二十日なされ、小笠原、貫名、福原、釈、市島五名は嫌疑なし、泉、松井、三吉は起訴猶予となる、「特高月報」16・10・三四頁)ともかくこうして「約一ヶ年に亘る本紛争も一応落着を見るに至れり」とは内務省警保局の判断であった。(「資料」昭13・一一〇七頁)

しかし、内務省は同時にこの事件は本門法華宗の問題のみならず、日蓮宗各派、仏教全般にその「素因」を内包する事案であり、問題発生が宗内対立に発し、字句上に限定

されて思想的根元をつくまでに至らぬ性格をもつため、「禍因を将来に残しつつ」断片的字句の削除訂正と責任者の辭職をもって終止点を一応うつこととして、当事件を収束するというのものであった。(「資料」昭13・同)これで当事件は終わりをつげるはずであった。だが、政府のいう「禍因」はわずか二年後の将来における、同宗迫害の契機となった。しかも日蓮及び派祖の信仰教義が「禍因」の根源とされたことにより、日蓮門下の信仰教義を抹殺することに直結する性格をあらわにした。これが、国体と国家神道「専横」時代における神本仏徒、国体本尊強要の特質であった。

これは、昭和十三年段階の、仏立講に対する本尊不敬非難にも示されている。先述の如く教達の通達により同講は神宮団体参拝の計画実行、大麻神札の拝受と神棚奉安を行なったものの、信仰的立場から本尊に関する日蓮の教説を否定せず、「南無妙法蓮華經の一法の中に八百万の神々を含めて御拝み出来る信心をお弘め下された」ものとして受持した。従って「一切神仏の母体」である妙法の中に神を祀ることは「結構な敬神崇祖のみち」である、と教達布衍文書にも記されていた。こうした妙法のうちに神を包摂し万象の根元とする本尊観は、皇祖神をも包摂するものであったから、不敬対象と断定される内容をもつ「自教の尊大を誇示せんとする」ものとみなされた。(「資料」昭13・

一一〇九—一〇頁)

こうして、曼荼羅国神「不敬」問題は、第一に日蓮遺文「不敬」改訂問題と不可分に問題化されたこと、第二に同問題が本門法華宗を中心に日蓮門下教団全体にわたるものであったこと、第三に現相鬼畜説及び字句上の「不敬」非難、両神座配、両神の曼荼羅包摂、日蓮と派祖の信仰教義の否定等を内容とする政府による「妄断」と抹殺の行為であった点が明らかとなる。

2

ところで上申書提出後、本門法華宗は「教学講習所」を設立し、あらたに『綱要』を作成発行することを挙宗一致確認し、株橋諦秀学林教授に『綱要』の改定を依頼した。そして昭和十四年七月『本門法華宗綱要草案』を編纂し、約五十部を印刷作成して同宗僧数十名に配布した。この改定『綱要』は、苅谷著の『綱要』を継承するもので、ただ天照大神鬼畜の語をさけて十界の解説を明示する内容であった。その箇所については、「其れに叶はざれば○○○神等の諸神の形を以て結縁す、之に叶はざれる物の為に美男美女の形を顕して之を益す、或は三悪四趣を示現して比を益す、総じて十界の尊形に即して首題を顕示す」と記述していた。これは、内証現相の撰属当位の分別を周到に避けた内容であったが、これも「同行異曲の不敬字句の登載」として不敬の対象とされた。後の裁判で株橋教授は苅

谷教授と共に責任を追及されることとなるが、その時の起訴理由書にも、「天照大神を不動・愛染・虚空蔵・弁財天以下の界とし、虚空蔵・弁財天と美男美女の中間に存して衆生を教化結縁する」ものとして不敬箇所の判定を下されるに至る。(「月報」16・10三六―七頁)

一九四一(昭和十六)年四月十一日。兵庫県特高課は、岩村検事総長の命令により本門法華宗における曼荼羅国神不敬に関する責任者六名を一斉検挙した。逮捕投獄されたのは、三吉日照(前宗務総監)、松井日純(教務部長)、苅谷日任(学林教授)、株橋諦秀(同)、泉智亘(同)、小笠原日堂(同)の人々であった。このうち泉智亘は病気を理由にすぐ釈放されたが、他の五名は投獄され、同年七月二十九日から八月七日に至る間にそれぞれ出所した。第一次係争をふくむその処分理由は「資料」によると次の如くであった。

(一)小笠原日堂は、成瀬論文掲載の「尼ヶ崎論叢」を天照大神不敬と知りながら頒布したとされたが頒布行為の継続の立証資料がないため不起訴処分となる。(二)泉智亘(吉三郎)は、『隆門綱要』を著わして現相鬼畜説を述べ昭和八月(十一月、これを教科書に不敬の講述したが、苅谷日任に「盲従」したものとし、「改峻」の情顕著により嚴重訓戒、起訴猶予処分となる。(三)松井正純は苅谷著を弁護、不敬教義を流布したとし、「改峻」により訓戒の上起訴猶予

となる。四三吉日照は、改正『綱要』を頒布し不敬字句を流布したが、訂正抹消せんため配布したとし、「改峻」もあり訓戒、起訴猶予処分となる（特高月報16・10・三六）三八頁）

しかし、執筆者の刈谷日任と株橋諦秀の二名は起訴され、出所することができなかった。これについて法華宗当局は、「六師の内不幸にも刈谷、株橋の両師は起訴と決定其の他の四師は三吉師を始め本日迄に全部帰寺する事を得一同愁眉を聞き申候」（『月報』16・8・三二頁）と述べた。

『綱要』の著者刈谷日任は、七月二十一日不敬罪で起訴処分となり、翌日神戸拘置所に未決監として収監された。

これから一年間独房生活を送った。刈谷日任は、日蓮の土牢御書を恋しく拝誦しつつ「法難を感謝せよ」と自問した。題目と宗祖が独房の支えであったという（「真相」九六頁）。改正『綱要』の起草者株橋諦秀も七月二十日起訴処分となり独房生活を送り、昭和十七年四月十日出所した。この後、刈谷日任を助けて五年間の公場対決裁判闘争を行なった。

他方、昭和十六年八月二十・二十一日、身延山で日蓮門下各宗派会議が開かれ、日蓮宗柴田一能を議長に討議した結果、曼荼羅中天照八幡の削除を決議したという。（「真相」九九頁）

一方、法華宗も同年十月二十日報国会を設け太平洋戦争開始直後には聖戦完遂と不敬への恭順自粛の意を表し、七才の岡本日盛管長ら数十名の宗門上層僧侶は、神道流の「ミソギ」を行った。（「真相」八一頁）また翌十七年五月二日、法華宗報国会は九軍神忠烈顯彰法要を修し、伊勢神宮参拝（十八年一月）、「聖旨奉載一億総神拝」の告示（同年十二月八日）など国家神道順応を強めた。

この状況を背景に、昭和十七年四月十六日、神戸地裁より予審終結決定書が刈谷、株橋両教授に送付された。これには、『綱要』の出版経過と不敬該当箇所が指摘されていた。

その内容論点は既にふれた如くであるが、天照大神を餓鬼、畜生界に摂する衆生として、その当位を改めず南無妙法蓮華経の体中に包摂する現相鬼畜説をもって「我が国民絶対ノ天照大神ヲ冒瀆シ太神ヲ御祭神トスル、皇太神宮ニ対シ奉リ不敬ノ行為ヲ為シタルモノ」として不敬罪の嫌疑があるとの公判理由を掲げている。これは、皇祖神を祭神とする国体と神道体制への直接的認否に關する不敬という問題の本質を明確にして、不敬罪を論証する意図を示している。改正『綱要』は、昭和十三年より編纂に着手し、十四年脱稿して宗務庁より五十部を印刷して配布したものであるが、株橋諦秀教授は日蓮宗宗学全書（本門法華宗部）所収の『私新抄』を引用、本尊論を解説したが、その不敬

嫌疑は、「○○○神ノ伏字」は天照大神のことであり、「天照大神ヲ不動愛染等ノ明王乃至虚空蔵弁財天等ト對比シテ夫等ノ摂屬界ヨリ以下ノ界ニ於テ前記十界中ニ摂シ奉リ、其ノ所囑ノ界ニ於テ本尊妙法蓮華經ヨリ出生（所生）シ其ノ功德ニヨリテ虚空蔵弁財天ト美男美女トノ中間ニ存在スル衆生ヲ教化結縁スルモノナル」との内容が絶対尊崇の天照大神の神徳を冒瀆し、祭神たる皇大神宮に対する不敬行為とされた。これらが神戸地裁に付された公判主文の理由であった。（「月報」一一六～八頁）

昭和十七年八月、管長岡本日盛を初め、荻谷、三吉、松井、小笠原、株橋ら九名は比叡山無動谷で籠行を修し、篤信の学者原真平から、神仏の根本問題を公場対決で解決することが、立正安国に基ずく戦争解決の先決条件であるとの姿勢及び、日蓮遺文四百篇が「悉く神典神勅に基かざるものなし」との教示を与えられた。原真平は、三大秘法を受持するために公場対決し、三証具足の事実を認めさせる使命を果すよう勇気づけたという。（「真相」一一一～二〇頁）原真平は、昭和二十年九月十一日に五十九才で没している。（『法華宗年表』）このように、基本的には信仰教義を国体より優先させる立場ではなく、教義と国体觀念とを直結させようとする論理に立つものであったが、日蓮遺文と神勅とを対照結合する姿勢が、遺文削除反対行動と、公場対決に役立つことになったという。株橋諦秀教授

が国神不敬を「夢想タモシ得サリシ所」と述べた言葉がこの事件に対する法華宗全体の意向を率直に語っていた。（「真相」一三六頁・「月報」）

荻谷、株橋両教授は、昭和十七年十一月二十五日の第一回公判に当って、次のように主張した。荻谷教授は「取調べられたる事實は之を認むるも不敬の意思はなかった」と述べ、株橋教授も「宗門に於て論議せる天照大神は信仰の対象としての神であって、伊勢の皇大神宮の祭神たる天照大神でなく従って同神に対する不敬意思はなかった」と「不敬犯意」を否認した。山田一太郎弁護士も上申書を提出し、また検事への口頭弁論において信仰の対象としての曼荼羅中の天照大神と皇大神宮の祭神たる天照坐皇大神宮との相違、朝鮮神宮、南洋神社、関東神宮他五神社等に参神として奉斎される天照大神並び同神社に対して神徳を冒瀆した場合、皇大神宮への不敬罪を構成するか否か、の疑義に関する見解を表明した（「月報」17・12・一一六～八頁）

昭和十八年五月四日の第五回公判でも、荻谷教授は、「鬼畜」は、日隆時代の世間の通念で、「今の鬼畜は十界に入らない」「日本は世界の中心であります仏法本国を表す為に天照大神八幡大菩薩を書き表わされた」のである。「常識社会觀念から出ませぬ弁明は弁明の為の弁明に過ぎぬとは思ひませぬ」と疏陳上申書について述べ不敬ではな

いと主張している。株橋教授も「天照大神は日蓮の信仰の心の中に映った天照大神とは違って居ります」と不敬否認の見解を繰返している。(「月報」18・5・10—1—三頁)

これらの諸点から、法華宗当事者が国体を否認したり、伊勢神宮を頂点とする国家神道体制に不敬行為の意図をもっていたことをうかがうことはできない。国家の現実に対して法華経・日蓮の信仰を明確に優先させているわけでもない。国体ないし皇祖神崇拜については、これを容認順応しているのであり、この下で信仰教義を固守する姿勢をとるものであった。そこに「伊勢の天照大神」と曼荼羅中の天照大神との判別論が主張されるのである。この見解が当時の戦時下における国家神道強要による信仰迫害の現実を考えるならば、この分離と相違を積極的に提示して公判の論争点とすることにより、国体への対応と信仰の固持を二つながら維持しようとした努力のあらわれであるという評価もありえよう。しかし、それが法華経・日蓮の教説に依拠し実践したものと見る見解は正当性を欠くといわねばならない。なぜなら法華宗(本門流)をふくむ日蓮門下教団の曼荼羅国神不敬問題に対する対応の姿勢は、(1)曼荼羅が一切を包摂する世界であり、その信仰世界を現実の社会国家よりはるかに優位におき、法華経によってのみ救済される存在であるとした日蓮の教説に立つものではなかった

と、(2)国体と国家神道体制を容認する前提から法華経Ⅱ国体冥合の曼荼羅観に立っていたこと、(3)国体の枠内で信仰教義を固守し皇祖天照大神と「天照大神」の分離によって、法華経の守護神とは別個の皇祖神を認めたこと等から日蓮の教説にもとづく対応ではなく、また反国体、反国家神道の意思をもつものとして「不敬」の立場にたされたわけではないことが明らかである。従って、遺文・曼荼羅削除改訂に応じた日蓮門下教団はもとより、本門法華宗の場合についても、これを戦時下の反国体抵抗運動とか日蓮的信仰運動とか評価することはできない。しかし、このことは本門本華宗が自派の信仰教義を、国体による統制干渉の中で固守しようとした歴史的事実を過少評価することを意味しない。むしろ、国体と国家神道体制という天皇制ファシズムによる権力支配が、いささかでもそれに背反するものがあれば、信仰教義に干渉、統制、非難、弾圧を加えそして削除改訂という抹殺行為を断行する支配体制であったことを明確にすべきであると考ええる。